

六法全書 平成二九年版 有効な改正前規定

「有効な改正前規定」について

六法全書では、基準日(平成二九年一月一日)までに公布された法令による改正を織り込み刊行しています。しかし、その法令がすぐに施行されず、施行の日が六法全書の刊行日よりずっと先になることがあります。効力をもっているのは改正を織り込む前の条文ですが、六法全書に掲載しているのは改正を織り込んだ条文であるため、書籍の六法全書では、実際に効力をもっている条文を調べるのができなくなってしまう。

そこで、効力をもつ改正前の条文で、平成二九年四月二日から平成三〇年三月三十一日までに施行されるものを「有効な改正前規定」として公開します。なお、平成三〇年四月一日以降に施行されるものについては、六法全書本体に小さな文字で改正規定などを掲載しています。

本欄では、平成二九年三月一日現在での「有効な改正前規定」を掲載しています。施行の日が未確定なものは「平成二九・二〇・三〇までに施行」などと表記しています。施行期日を決める法令により施行の日が確定し、改正法令が施行されると、六法全書に掲載している条文が効力をもつこととなります。

平成二九年三月一日

六法編集室

凡 例

〈内容現在〉 平成二九年三月一日

〈掲載内容〉 六法全書平成二九年版の掲載法令中、施行期日の到来していない改正前の規定を掲載した。

〈施行期日の範囲〉 平成二九年四月二日から平成三〇年三月三十一日まで(平成三〇年四月一日以降のものは六法全書に注記を加えて掲載した。)

〈掲載の原則〉 該当する条文を条ごとに掲載した。ただし六法全書と同一の部分については略)などと表記して、項及び号の範囲で省略している。

〈改正法〉 各掲載法令の題名の次に、対象となる改正法令の法令名と公布日・施行期日を掲げた。なお、施行期日は別の法令により定められる場合がある。施行期日が公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する、などと定められている場合には、具体的な日付に置き換えて表記した。

〈施行日決定一覽〉 六法全書基準日(平成二九年一月一日)から同年三月一日までに公布された施行期日を決める法令による施行期日を一覽で掲げた。

施行日決定一覽

法 令 名	施行期日	施行期日を決めた法令
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二七法五〇)附則第四号(同法第一五条の規定を除く)	平成二九・四・一	平成二九・二・三政二二
行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律(平成二八法五一)附則第一条	平成二九・五・三〇	平成二九・二・一五政一八

六法編集室

目次

公 法

- 日本国憲法の改正手続に関する法律
(平成一九法五)……………三
- 個人情報保護に関する法律施行令
(平成一九法五七)……………四
- 個人情報保護に関する法律施行令
(平成一九法五七)……………七
- 最高裁判所裁判官国民審査法昭和二三
法三六)……………八
- 地方自治法昭和二三法六七)……………一〇
- 市町村の合併の特例に関する法律平成
(一六法五九)……………一一
- 国家戦略特別区域法平成二五法一〇七)……………一二
- 行政手続における特定の個人を識別す
るための番号の利用等に関する法律
(平成二五法一七)……………一三
- 行政手続における特定の個人を識別す
るための番号の利用等に関する法律施
行令平成二六政一五五)……………一六
- 行政機関の保有する情報の公開に関す
る法律平成二四法四二)……………一七
- 独立行政法人等の保有する情報の公開
に関する法律平成三三法四〇)……………一七
- 行政機関の保有する個人情報の保護に
関する法律平成一五法五八)……………一七
- 独立行政法人等の保有する個人情報の

民 事 法

- 保護に関する法律平成一五法五九)……………一八
- 情報公開・個人情報保護審査会設置法
(平成一五法六〇)……………一九
- 住民基本台帳法昭和四二法八二)……………一九
- 国税通則法(昭和三七法六六)……………二〇
- 国税通則法施行令(昭和三七政一三五)……………二〇
- 所得税法施行令(昭和四〇政九六)……………二〇
- 相続税法昭和四五法七三)……………二二
- 消費税法昭和六三法一〇八)……………二二
- 酒税法昭和二八法二二六)……………二二
- 登録免許税法昭和四三法三五)……………二二
- 租税特別措置法昭和三三法二六)……………二三
- 関税法昭和四九法六二)……………二四
- 地方税法昭和四五法二二六)……………二六
- 警察法昭和四九法一六六)……………二七
- ストーカー行為等の規制等に関する法
律平成二二法八二)……………二七
- 銃砲刀剣類所持等取締法昭和三三法三〇)……………二八
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等
に関する法律昭和二三法一一二)……………二九
- 出入国管理及び難民認定法昭和二六政
三一九)……………二九
- 民間資金等の活用による公共施設等の
整備等の促進に関する法律平成二二法
一一七)……………三〇
- 不動産登記法平成二六法二二二)……………三二
- 動産及び債権の譲渡の對抗要件に関す
る民法の特例等に関する法律平成〇
法一〇四)……………三二
- 遺失物法平成(一八法七三)……………三二
- 電子記録債権法平成一九法一〇二)……………三二

産 業 法

- 消費者契約法平成二二法六二)……………四〇
- 割賦販売法昭和三六法一五九)……………四〇
- 特定商取引に関する法律(昭和五二法五
七)……………四一
- 銀行法(昭和五六法五九)……………四七
- 信託業法(平成一六法一五四)……………四九

刑 事 法

- 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規
制等に関する法律平成一法二二六)……………三四
- 犯罪による収益の移転防止に関する法
律平成一九法二二)……………三四
- 更生保護法平成一九法八八)……………三六

社 会 法

- 国民年金法昭和三四法一四一)……………三七
- 厚生年金保険法(昭和四九法一五)……………三七
- 確定拠出年金法平成二三法八八)……………三八
- 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保
険法等の特例等に関する法律(平成一九
法一〇四)……………三八
- 医療法昭和三三法二〇五)……………三九
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する
法律昭和二五法一一三)……………三九

資 金 決 済 関 係 法

- 資金決済に関する法律平成二二法五九)……………五〇
- 農業協同組合法昭和二三法二二二)……………五一
- 漁業法(昭和四四法二四七)……………五一
- 鉱業法(昭和四五法二八九)……………五一
- エネルギーの利用の合理化等に関する
法律(昭和五四法四九)……………五一
- 道路運送車両法昭和二六法一八五)……………五二
- 航空法(昭和三七法三三)……………五二
- 特許法(昭和四四法一一二)……………五三
- 意匠法(昭和四四法一一五)……………五三
- 商標法(昭和四四法一一七)……………五三
- 工業所有権に関する手続等の特例に関
する法律平成二三法三〇)……………五三
- 著作権法(昭和四五法四八)……………五四
- 半導体集積回路の回路配置に関する法
律(昭和六〇法四三)……………五四
- 種苗法(平成〇法八三)……………五四

○日本国憲法の改正手続に関する法律

律

平成十九年四月一日以降有効な旧規定

改正法令概

・公職選挙法及び最高裁判所判官民部審査法の一部を改正する法律（平成六・一・二）法九四附則二条（平成二九・六・一）まに施行

（異議の申出）

第五案新① 改正により追加

①公職選挙法第二十四条第一項及び第二項の規定は、投票人名簿の登録に関する異議の申出について準用する。改正後の②

②行政不服審査法「平成二八年法律第八十八号」第二十九條第四項、第三十條第一項、第三十一條第五項を除く、第三十二條第一項、第三十三號、第三十四號、第三十五號を除く、第三十二條第一項及び第三十三條、第三十九條、第四十一條、第四十二條、第四十三條並びに第三十三條の規定は、前項において準用する。公職選挙法第二十四条第一項の異議の申出について準用する。この場合において、これらの規定（行政不服審査法第四十四條の規定を除く）中「審査員」とあるのは「審査官」と行政不服審査法第九條第四項「審査官」とあるのは「審査官」と行政不服審査法第九條第四項「審査官」とあるのは「審査官」と行政不服審査法第九條第四項「審査官」とあるのは「審査官」とあるのは、日本国憲法の改正手続に関する法律第二十五條第一項において準用する公職選挙法第二十四条第一項の異議の申出を受けた選挙管理委員会（以下「審査官」という。）と、同法第二十四條第一項中「第四十五條第一項又は第二十九條第一項の規定に基づき、裁決して」とあるのは、決定で、同法第二十九條第二項中「審査関係人」とあるのは、「異議申出人」と、同法第四十四條中「行政不服審査会」から諮問に対する甲を受けたとき、前条第三項の規定による諮問を要しない場合、同項第一号又は第三号に該当する場合は、この審査員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合には、同項第一号又は第三号に規定する議を結したときと読み替るものとする。改正後の

第六案新① 改正により追加

①公職選挙法第二十五條第一項から第三項までの規定は、投票人名簿の登録に関する訴訟について準用する。この場合において、同条第一項、前条第一項とあるのは、日本国憲法の改正手続に関する法律第二十五條第一項において準用する公職選挙法第二十四條第一項の異議の申出について準用する。改正後の

第七案新① 改正により追加

①公職選挙法第二十四條第一項及び第二項の規定は、在外投票人名簿の登録に関する異議の申出について準用する。改正後の

第八案新① 改正により追加

①公職選挙法第二十四條第一項及び第二項の規定は、在外投票人名簿の登録に関する異議の申出について準用する。改正後の

第九案新① 改正により追加

①公職選挙法第二十四條第一項及び第二項の規定は、在外投票人名簿の登録に関する異議の申出について準用する。改正後の

第十案新① 改正により追加

①公職選挙法第二十四條第一項及び第二項の規定は、在外投票人名簿の登録に関する異議の申出について準用する。改正後の

憲法の改正手続に関する法律第二十五條第一項において準用する前条第二項と読み替るものとする。

（在外投票人名簿に係る総覧）

第三八條① 市町村の選挙管理委員会は、在外投票人名簿を調査したときは、中央選挙管理委員会が定める期間、市役所、町村役場又は当該市町村の選挙管理委員会が指定した場所において、前条第一項の規定により、在外投票人名簿に登録した者の氏名、経由領事官（同項第一号に掲げる者については公職選挙法第三十條の七第一項に規定する経由領事官をい）、前条第一項第三号に掲げる者について、経由在外投票人名簿に登録した者に係る第三十六條第一項の規定による申請書を同条第三項の規定により送付した領事官をいう。以下この項において同じ。の名称、最終住所及び生年月日（当該在外投票人名簿に登録した者がいずれば市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者がある場合には、その者の氏名、経由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を総覧に供さなければならない。

第三九案新① 改正により追加

①公職選挙法第二十四條第一項及び第二項の規定は、在外投票人名簿の登録に関する異議の申出について準用する。改正後の

第十案新① 改正により追加

①公職選挙法第二十四條第一項及び第二項の規定は、在外投票人名簿の登録に関する異議の申出について準用する。改正後の

第十一案新① 改正により追加

①公職選挙法第二十四條第一項及び第二項の規定は、在外投票人名簿の登録に関する異議の申出について準用する。改正後の

第十二案新① 改正により追加

①公職選挙法第二十四條第一項及び第二項の規定は、在外投票人名簿の登録に関する異議の申出について準用する。改正後の

第十三案新① 改正により追加

①公職選挙法第二十四條第一項及び第二項の規定は、在外投票人名簿の登録に関する異議の申出について準用する。改正後の

第十四案新① 改正により追加

①公職選挙法第二十四條第一項及び第二項の規定は、在外投票人名簿の登録に関する異議の申出について準用する。改正後の

第十五案新① 改正により追加

①公職選挙法第二十四條第一項及び第二項の規定は、在外投票人名簿の登録に関する異議の申出について準用する。改正後の

後の④

（在外投票人名簿の登録に関する訴訟）

第四〇条① 公職選挙法第二十五條第一項から第三項までの規定は、在外投票人名簿の登録に関する訴訟について準用する。この場合において、同条第二項とあるのは、日本国憲法の改正手続に関する法律第三十九條第一項において準用する前条第二項と、「七日」とあるのは、「十日」（政令で定める場合には、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二十六條第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第二十四條に規定する外国信書便事業者による同法第二十二條第一項に規定する信書便による送付に要した日数を除く。）と読み替るものとする。

第六案新① 改正により追加

①公職選挙法第二十四條第一項及び第二項の規定は、在外投票人名簿の登録に関する異議の申出について準用する。改正後の

第七案新① 改正により追加

①公職選挙法第二十四條第一項及び第二項の規定は、在外投票人名簿の登録に関する異議の申出について準用する。改正後の

第八案新① 改正により追加

①公職選挙法第二十四條第一項及び第二項の規定は、在外投票人名簿の登録に関する異議の申出について準用する。改正後の

第九案新① 改正により追加

①公職選挙法第二十四條第一項及び第二項の規定は、在外投票人名簿の登録に関する異議の申出について準用する。改正後の

第十案新① 改正により追加

①公職選挙法第二十四條第一項及び第二項の規定は、在外投票人名簿の登録に関する異議の申出について準用する。改正後の

第十一案新① 改正により追加

①公職選挙法第二十四條第一項及び第二項の規定は、在外投票人名簿の登録に関する異議の申出について準用する。改正後の

第十二案新① 改正により追加

①公職選挙法第二十四條第一項及び第二項の規定は、在外投票人名簿の登録に関する異議の申出について準用する。改正後の

有効な改正前規定（日本国憲法の改正手続に関する法律）

有効な改正前規定（個人情報保護の保護に関する法律）

○個人情報保護の保護に関する法律

平成二十九年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

- 個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二九年九月六日法律第五五号）（平成二九年・三〇施行）
- 行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな機能の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成二八年・二五年・二七法五五）（附則六条）（平成二九年・三〇施行）

（定義）

第一条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものの他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを指し、

一・二（改正により追加）

② この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合体であつて、次に掲げるものをいう。

（改正による追加）

（改正による追加）

（改正による追加）

（改正による追加）

（法制上の措置等）

第二条 政府は、個人情報の性質及び利用方法にかかわらず、個人の権利利益を一層の保護を図るためにその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（改正による追加）

（改正による追加）

（改正による追加）

（改正による追加）

（利用目的の特定）

第三条 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行つてはならない。

（改正による追加）

（改正による追加）

（適正な取得）

第四条 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴つて契約書その他の書面（電子的方式）の記載された本人の同意を含む、以下の場合において、本人の同意を求めず、本人の個人情報取得する場合その他本人から直接書面に記載された本人の同意を明示しなればならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

（改正による追加）

（データ内容の正確性の確保）

第五条 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

（改正による追加）

① 取得に際しての利用目的の通知等

② 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴つて契約書その他の書面（電子的方式）の記載された本人の同意を含む、以下の場合において、本人の同意を求めず、本人の個人情報取得する場合その他本人から直接書面に記載された本人の同意を明示しなればならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

③ 略

④ 略

⑤ 略

⑥ 略

⑦ 略

⑧ 略

⑨ 略

⑩ 略

⑪ 略

⑫ 略

⑬ 略

⑭ 略

⑮ 略

⑯ 略

⑰ 略

⑱ 略

⑲ 略

⑳ 略

㉑ 略

㉒ 略

㉓ 略

㉔ 略

㉕ 略

㉖ 略

㉗ 略

㉘ 略

㉙ 略

㉚ 略

㉛ 略

㉜ 略

㉝ 略

㉞ 略

㉟ 略

㊱ 略

㊲ 略

㊳ 略

㊴ 略

㊵ 略

㊶ 略

㊷ 略

㊸ 略

㊹ 略

㊺ 略

㊻ 略

㊼ 略

㊽ 略

㊾ 略

㊿ 略

を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

④ 改正により追加

⑤ 改正により追加

⑥ 改正により追加

⑦ 改正により追加

⑧ 改正により追加

⑨ 改正により追加

⑩ 改正により追加

⑪ 改正により追加

⑫ 改正により追加

⑬ 改正により追加

⑭ 改正により追加

⑮ 改正により追加

⑯ 改正により追加

⑰ 改正により追加

⑱ 改正により追加

⑲ 改正により追加

⑳ 改正により追加

㉑ 改正により追加

㉒ 改正により追加

㉓ 改正により追加

㉔ 改正により追加

㉕ 改正により追加

㉖ 改正により追加

㉗ 改正により追加

㉘ 改正により追加

㉙ 改正により追加

㉚ 改正により追加

㉛ 改正により追加

㉜ 改正により追加

㉝ 改正により追加

㉞ 改正により追加

㉟ 改正により追加

㊱ 改正により追加

㊲ 改正により追加

㊳ 改正により追加

㊴ 改正により追加

㊵ 改正により追加

㊶ 改正により追加

㊷ 改正により追加

㊸ 改正により追加

㊹ 改正により追加

㊺ 改正により追加

㊻ 改正により追加

㊼ 改正により追加

㊽ 改正により追加

㊾ 改正により追加

㊿ 改正により追加

ない。改正後の③

③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① 改正後の②

② 改正後の③

③ 改正後の④

④ 改正後の⑤

⑤ 改正後の⑥

⑥ 改正後の⑦

⑦ 改正後の⑧

⑧ 改正後の⑨

⑨ 改正後の⑩

⑩ 改正後の⑪

⑪ 改正後の⑫

⑫ 改正後の⑬

⑬ 改正後の⑭

⑭ 改正後の⑮

⑮ 改正後の⑯

⑯ 改正後の⑰

⑰ 改正後の⑱

⑱ 改正後の⑲

⑲ 改正後の⑳

⑳ 改正後の㉑

㉑ 改正後の㉒

㉒ 改正後の㉓

㉓ 改正後の㉔

㉔ 改正後の㉕

㉕ 改正後の㉖

㉖ 改正後の㉗

㉗ 改正後の㉘

㉘ 改正後の㉙

㉙ 改正後の㉚

㉚ 改正後の㉛

㉛ 改正後の㉜

㉜ 改正後の㉝

㉝ 改正後の㉞

㉞ 改正後の㉟

㉟ 改正後の㊱

㊱ 改正後の㊲

㊲ 改正後の㊳

㊳ 改正後の㊴

㊴ 改正後の㊵

㊵ 改正後の㊶

㊶ 改正後の㊷

㊷ 改正後の㊸

㊸ 改正後の㊹

㊹ 改正後の㊺

㊺ 改正後の㊻

㊻ 改正後の㊼

㊼ 改正後の㊽

㊽ 改正後の㊾

㊾ 改正後の㊿

① 改正後の②

② 改正後の③

③ 改正後の④

④ 改正後の⑤

⑤ 改正後の⑥

⑥ 改正後の⑦

⑦ 改正後の⑧

⑧ 改正後の⑨

⑨ 改正後の⑩

⑩ 改正後の⑪

⑪ 改正後の⑫

⑫ 改正後の⑬

⑬ 改正後の⑭

⑭ 改正後の⑮

⑮ 改正後の⑯

⑯ 改正後の⑰

⑰ 改正後の⑱

⑱ 改正後の⑲

⑲ 改正後の⑳

⑳ 改正後の㉑

㉑ 改正後の㉒

㉒ 改正後の㉓

㉓ 改正後の㉔

㉔ 改正後の㉕

㉕ 改正後の㉖

㉖ 改正後の㉗

㉗ 改正後の㉘

㉘ 改正後の㉙

㉙ 改正後の㉚

㉚ 改正後の㉛

㉛ 改正後の㉜

㉜ 改正後の㉝

㉝ 改正後の㉞

㉞ 改正後の㉟

㉟ 改正後の㊱

㊱ 改正後の㊲

㊲ 改正後の㊳

㊳ 改正後の㊴

㊴ 改正後の㊵

㊵ 改正後の㊶

㊶ 改正後の㊷

㊷ 改正後の㊸

㊸ 改正後の㊹

㊹ 改正後の㊺

㊺ 改正後の㊻

㊻ 改正後の㊼

㊼ 改正後の㊽

㊽ 改正後の㊾

㊾ 改正後の㊿

て、本人の権利利益を保護するため必要と認められるべき措置をとるときは、この限りでない。(改正後の④)

③ 個人情報取扱事業者は、第一項の規定に基づき求められた保有個人データの一部については、第一項について利用停止等を行なう旨の決定を行なう旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。(改正後の⑤)

(改正後の第⑤条)

理由の説明

第八條 個人情報取扱事業者は、第二十四條第三項、第二十五條第二項、第二十六條第二項又は前条第三項の規定により、本人から求められた措置の全部又はその一部について、その措置と異なる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。(改正後の第三條)

開示等の求めに応じること

第九條 個人情報取扱事業者は、第二十四條第一項、第二十五條第一項、第二十六條第一項又は第二十七條第一項の規程による求め、以上の条において「開示等の求め」というのに関し、政令で定めるところにより、その求めを受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の求めを行わなければならない。

② 個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項を提示を求めることができる。この場合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ正確に開示等の求めを受けることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

③ 開示等の求めは、政令で定めるところにより、代理人によつてすることができる。

④ 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき開示等の求めに応じる手段を定めるに当たっては、本人に過重な負担課するものとならなければならない。

(改正後の第二條)

手数料

第十條 個人情報取扱事業者は、第二十四條第一項の規定による利用目的の通知は第二十五條第一項の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴取することができる。

(改正後の第三條)

有効な改正前規定 (個人情報保護の保護に関する法律)

新第四條 (改正により追加)

第三條 略、改正後の第五條

第四節

第三六節 (第三六條、第三九條 (改正により追加))

第三七節名 (改正により追加)

報告の徴取

第三八條 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者に対し、個人情報取扱いに関し報告をさせることができる。(改正後の①)

② ③ (改正により追加)

(改正後の第四〇條)

勸告

第三九條 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者に対し、個人情報取扱いに関し必要な助言をすることができる。(改正後の第四〇條)

勸告及び命令

第四〇條 主務大臣は、個人情報取扱事業者が第十八條から第十八條まで、第二十条から第二十七條まで又は第三十條第二項の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するために必要と認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、必要と認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、その報告に係る旨を告示することができる。

② 主務大臣は、前項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が正当な理由なくしてその報告を拒否し、又はその報告において、個人の重大な権利利益の侵害を切迫し、又は認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、その報告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

③ 主務大臣は、前二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が第二十二條第二項の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害するため緊急に措置をとらなければならないときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他是正を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改正後の第四二條)

主務大臣の権限の行使の制限

第四三條 主務大臣は、前二項の規定により個人情報取扱事業者に対し報告を徴取し、勸告又は命令を行つたときは、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げはならない。

② 前項の規定の趣旨に照らし、主務大臣は、個人情報取扱事業者が第六十六條第一項各号に掲げる者(それぞれ当該号に定める目的で個人情報を取り扱う場合に限る。)に対して個人情報を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

(改正後の第四三條)

新第四四條、第四五條 (改正により追加)

主務大臣

第六六條 ① この節の規定における主務大臣は、次のとおりとする。ただし、内閣総理大臣は、この節の規定の円滑な実施のため必要があると認める場合は、個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いのうち特定のもののについて、特定大臣又は国家公安委員(以下「特定大臣等」という。)を主務大臣に指定することができる。

② 個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いのうち管理管理に関するものについては、厚生労働大臣、船舶の雇管理に関するものについては、国土交通大臣、及び当該個人情報取扱事業者が行う事業を所管する大臣等。

(改正後の本条)

① 内閣総理大臣は、前項ただし書の規定により主務大臣を指定したときは、その旨を公示しなければならない。(改正により前条)

② 各主務大臣は、この節の規定の施行に当たっては、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。(改正により前条)

(改正後の第四六條)

認定

第七七條 個人情報取扱事業者の個人情報の適正な取扱いの確保を目的として次掲げる業務を行うとする法人(法人でない団体で代表者又は管理者が主務大臣の認定を受ける。次号第三号において同じ。)は、主務大臣の認定を受けなければならない。

一 業務の対象となる個人情報取扱事業者(以下「対象事業者」という。)の個人情報の取扱いに関する第四十五條の規定による善悪の処理

二 個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供

三 前二号に掲げるもののほか、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務

① 前項の認定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、主務大臣に申請しなければならない。

③ 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(改正後の第四七條)

欠格事項

第八條 住居略

第四十八條 第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 禁罰略

イ 禁罰による刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ロ 第四十八條第一項の規定により認定を取り消された法人において、その取消しの日から三十日以内にその役員であった者でその取消しの日から二年を経過しない者

(改正後の第四八條)

認定の基準

第九〇條 主務大臣は、第三十七條第一項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定しはならない。

一 第三十七條第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うに必要な善悪の実施の方法が定められているものであること

二 第三十七條第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に履行に足りる知識及び能力並びに合理的基礎を有するものであること

三 第三十七條第一項各号に掲げる業務以外の業務を行つてい場合において、その業務を行うことと、政令で定めるところ業務が公正になるおそれがないものであること

(改正後の第四九條)

廃止の届出

第九一條 第三十七條第一項の認定を受けた者(以下「認定個人情報保護団体」という。)は、その認定に係る業務(以下「認定業務」という。)を廃止しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

② 主務大臣は、前項の規定により届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(改正後の第五〇條)

対象事業者

第九二條 認定個人情報保護団体は、当該認定個人情報保護団体の構成員である個人情報取扱事業者又は認定業務の対象となつたことについて同意を得た個人情報取扱事業者を対象事業者としなければならない。

③ 主務大臣は、前項の規定により認定を受けたときは、その旨を公示しなければならない。

(改正後の第四七條)

④ 主務大臣は、前項の規定により認定を受けたときは、その旨を公示しなければならない。

(改正後の第五〇條)

有効な改正前規定（個人情報の保護に関する法律）

②（略）
改正後の第二一条

（苦情の処理）

第四一条 認定個人情報保護団体は、本人等から対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情について、解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該対象事業者に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な解決を求めなければならない。
③（略）
④（略）
改正後の第五二条

（個人情報保護指針）

第三一条 認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保のために、利用目的の特定、安全管理のための措置、本人の求めに応じ、手続その他の事項に關し、この法律の規定を趣旨に定めた指針（以下「個人情報保護指針」という。）を作成し、公表するよう努めなければならない。
② 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針を公表したときは、対象事業者に対し、当該個人情報保護指針を遵守させるための必要な指針、勧告その他の措置をとらう努めなければならない。
改正後の第三二条
改正後の第三三条

第四四条・第四五条（略、改正後の第五四条、第五五条）

（報告の徴収）

第四六条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務に関し報告をさせることができる。
改正後の第五六条

（命令）

第四七条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務の実施の方法の改善、個人情報保護指針の変更その他の必要な措置をとる旨を命ずることができる。
改正後の第五七条

（認定の取消し）

第四八条（主務大臣） 認定個人情報保護団体の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。
一 第三十八条第一号又は第二号に該当する場合。
二 第三十九条各号のいずれかに適合しなくなったとき。
三 第四十四条の規定に違反したとき。
四（略）
五 不正の手段により第三十七条第一項の認定を受けたときは、主務大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

改正後の第五八条
（務大臣）

第四九条 この節の規定における主務大臣は、次のとおりとする。ただし、内閣総理大臣は、この節の規定の目的を達成するため必要がある場合は、第三十七条第一項の規定を受けたよとするとする者のうち特定の者について、特定の大臣等を主務大臣に指定することができる。
一 設立について許可を受けている認定個人情報保護団体（第三十七条第一項の認定を受けようとする者を含む）次号において同じ。については、その設立の許可又は認可を二 前号に掲げるもの以外の認定個人情報保護団体について、内閣総理大臣は、前項ただし書の規定により主務大臣を指定したときは、その旨を公示しなければならない。
改正により附則

（設置）

第五〇条（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第三項の規定に基づいて、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。
②（略）
改正後の第五九条

第五一条 略、改正後の第六〇条

（新業務・任書略）

第五二条（略）
改正により追加
新二、三 改正により追加
二、三 認定個人情報（番号利用法第一条第八項に規定する特定個人情報）を指す。第五十四條第四項において同じ。の取扱いに関する監視又は監督の申請において、その必要あつせ及びその処理を行う事業者の協力に關すること。改正後の第四八條（個人情報保護指針をい。）に關すること。改正後の五、
改正後の第六九條
改正後の第六八條

（委託）

第五五条（略）
改正により追加
第五六条（略）
第五七条（略）
第五八条（略）
第五九条（略）
第六〇条（略）
第六一条（略）
第六二条（略）
第六三条（略）
第六四條（略）
第六五條（略）
第六六條（略）
第六七條（略）
第六八條（略）
第六九條（略）
第七〇條（略）
第七一條（略）
第七二條（略）
第七三條（略）
第七四條（略）
第七五條（略）
第七六條（略）
第七七條（略）
第七八條（略）
第七九條（略）
第八〇條（略）
第八一條（略）
第八二條（略）
第八三條（略）
第八四條（略）
第八五條（略）
第八六條（略）
第八七條（略）
第八八條（略）
第八九條（略）
第九〇條（略）
第九一條（略）
第九二條（略）
第九三條（略）
第九四條（略）
第九五條（略）
第九六條（略）
第九七條（略）
第九八條（略）
第九九條（略）
第百條（略）

⑤（略）
改正後の第六八条

（適用除外）

第六六条（略、改正後の第六九条、第七〇条）
第六七条 認定個人情報保護事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、第四章の規定は、適用しない。
一、二（改正により追加）
改正後の第八二条

（地方公共団体の権限）

第六七条 この法律に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。
改正後の第七七条

（権限又は事務の委任）

第六八条 この法律により主務大臣の権限又は事務に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。
改正により附則

（施行の状況の公表）

第六九条（委員会） 委員会は、関係する行政機関（法律の規定に基づき内閣に置かれる機関、内閣府を除く）及び内閣の所轄の下に置かれる機関、内閣府、内閣府設置法第四十九條第一項及び第二項に規定する機関並びに内閣府設置法（昭和三十三年法律第百十号）第三條第一項に規定する機関をい。第七十一條において同じ。）の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めようとする。
② 委員会は、毎年、前項の報告を取りまとめるものとする。
改正により附則

（秘密の漏らし又は盗用）

第七〇条（略、改正後の第七九条、第八〇条）
第七一条（略）
第七二条（略）
第七三条 第六十三條の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用

した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
（改正後の第八二条）

第八三条（改正により追加）

第四四条 第二十四條第一項又は第三項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。
（改正後の第八八条）
第七五條 第三十二條又は第四十六條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。
一、二（改正により追加）
改正後の第八九条

（罰則）

第七六條 第三十三條の規定は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。（改正後の第八六条）
第七七條（略）
第七八條（略）
第七九條（略）
第八〇條（略）
第八一條（略）
第八二條（略）
第八三條（略）
第八四條（略）
第八五條（略）
第八六條（略）
第八七條（略）
第八八條（略）
第八九條（略）
第九〇條（略）
第九一條（略）
第九二條（略）
第九三條（略）
第九四條（略）
第九五條（略）
第九六條（略）
第九七條（略）
第九八條（略）
第九九條（略）
第百條（略）

（附則）

第五五条 第十三條第四項第三号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、この法律の施行前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同号の規定により行われたものとみなす。

（附則）

第七八條（任書略）
第七九條（略）
第八〇條（略）
第八一條（略）
第八二條（略）
第八三條（略）
第八四條（略）
第八五條（略）
第八六條（略）
第八七條（略）
第八八條（略）
第八九條（略）
第九〇條（略）
第九一條（略）
第九二條（略）
第九三條（略）
第九四條（略）
第九五條（略）
第九六條（略）
第九七條（略）
第九八條（略）
第九九條（略）
第百條（略）

（附則）

第九〇條（略）
第九一條（略）
第九二條（略）
第九三條（略）
第九四條（略）
第九五條（略）
第九六條（略）
第九七條（略）
第九八條（略）
第九九條（略）
第百條（略）

（附則）

第百〇條（略）
第百〇一條（略）
第百〇二條（略）
第百〇三條（略）
第百〇四條（略）
第百〇五條（略）
第百〇六條（略）
第百〇七條（略）
第百〇八條（略）
第百〇九條（略）
第百一〇條（略）
第百一一条（略）
第百一二條（略）
第百一三條（略）
第百一四條（略）
第百一五條（略）
第百一六條（略）
第百一七條（略）
第百一八條（略）
第百一九條（略）
第百二〇條（略）
第百二一條（略）
第百二二條（略）
第百二三條（略）
第百二四條（略）
第百二五條（略）
第百二六條（略）
第百二七條（略）
第百二八條（略）
第百二九條（略）
第百三〇條（略）
第百三一條（略）
第百三二條（略）
第百三三條（略）
第百三四條（略）
第百三五條（略）
第百三六條（略）
第百三七條（略）
第百三八條（略）
第百三九條（略）
第百四〇條（略）
第百四一條（略）
第百四二條（略）
第百四三條（略）
第百四四條（略）
第百四五條（略）
第百四六條（略）
第百四七條（略）
第百四八條（略）
第百四九條（略）
第百五〇條（略）
第百五一條（略）
第百五二條（略）
第百五三條（略）
第百五四條（略）
第百五五條（略）
第百五六條（略）
第百五七條（略）
第百五八條（略）
第百五九條（略）
第百六〇條（略）
第百六一條（略）
第百六二條（略）
第百六三條（略）
第百六四條（略）
第百六五條（略）
第百六六條（略）
第百六七條（略）
第百六八條（略）
第百六九條（略）
第百七〇條（略）
第百七一條（略）
第百七二條（略）
第百七三條（略）
第百七四條（略）
第百七五條（略）
第百七六條（略）
第百七七條（略）
第百七八條（略）
第百七九條（略）
第百八〇條（略）
第百八一條（略）
第百八二條（略）
第百八三條（略）
第百八四條（略）
第百八五條（略）
第百八六條（略）
第百八七條（略）
第百八八條（略）
第百八九條（略）
第百九〇條（略）
第百九一條（略）
第百九二條（略）
第百九三條（略）
第百九四條（略）
第百九五條（略）
第百九六條（略）
第百九七條（略）
第百九八條（略）
第百九九條（略）
第百一〇〇條（略）

第九〇條（略）
第九一條（略）
第九二條（略）
第九三條（略）
第九四條（略）
第九五條（略）
第九六條（略）
第九七條（略）
第九八條（略）
第九九條（略）
第百條（略）

（附則）

第九〇條（略）
第九一條（略）
第九二條（略）
第九三條（略）
第九四條（略）
第九五條（略）
第九六條（略）
第九七條（略）
第九八條（略）
第九九條（略）
第百條（略）

（附則）

第九〇條（略）
第九一條（略）
第九二條（略）
第九三條（略）
第九四條（略）
第九五條（略）
第九六條（略）
第九七條（略）
第九八條（略）
第九九條（略）
第百條（略）

有効な改正前規定（公職選挙法）

○公職選挙法

平成二十九年四月一日以降有効な規定

改正法律一覽

- ・公職選挙法の一部を改正する法律（平成二四・二二法二）
- ・公職選挙法の一部を改正する法律（平成二八・二二法九）
- ・本則（平成二九・一二一）まで（施行）
- ・公職選挙法の一部を改正する法律（二八・二二法九）
- ・本則（平成二九・一二一）まで（施行）
- ・公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成二八・二二法九四）本則一条（平成二九・六）までに施行

（選挙権）

第1条（改正）（略）

第2条（改正）（略）

第3条（改正）（略）

第4条（改正）（略）

第5条（改正）（略）

第6条（改正）（略）

第7条（改正）（略）

第8条（改正）（略）

第9条（改正）（略）

第10条（改正）（略）

第11条（改正）（略）

第12条（改正）（略）

第13条（改正）（略）

第14条（改正）（略）

第15条（改正）（略）

第16条（改正）（略）

第17条（改正）（略）

第18条（改正）（略）

第19条（改正）（略）

第20条（改正）（略）

二条（第一項及び第二十三条第一項において、登録月という）並びに選挙を行う場合に、選挙人名簿の登録を行うものとする。

③（略）

④（略）

⑤（略）

⑥（略）

⑦（略）

⑧（略）

⑨（略）

⑩（略）

⑪（略）

⑫（略）

⑬（略）

⑭（略）

⑮（略）

⑯（略）

⑰（略）

⑱（略）

⑲（略）

⑳（略）

㉑（略）

㉒（略）

㉓（略）

㉔（略）

㉕（略）

㉖（略）

㉗（略）

㉘（略）

㉙（略）

㉚（略）

（選挙権）

第1条（改正）（略）

第2条（改正）（略）

第3条（改正）（略）

第4条（改正）（略）

第5条（改正）（略）

第6条（改正）（略）

第7条（改正）（略）

第8条（改正）（略）

第9条（改正）（略）

第10条（改正）（略）

第11条（改正）（略）

第12条（改正）（略）

第13条（改正）（略）

第14条（改正）（略）

第15条（改正）（略）

第16条（改正）（略）

第17条（改正）（略）

第18条（改正）（略）

第19条（改正）（略）

第20条（改正）（略）

第21条（改正）（略）

第22条（改正）（略）

第23条（改正）（略）

第24条（改正）（略）

第25条（改正）（略）

第26条（改正）（略）

第27条（改正）（略）

第28条（改正）（略）

第29条（改正）（略）

（選挙権）

第1条（改正）（略）

第2条（改正）（略）

第3条（改正）（略）

第4条（改正）（略）

第5条（改正）（略）

第6条（改正）（略）

第7条（改正）（略）

第8条（改正）（略）

第9条（改正）（略）

第10条（改正）（略）

第11条（改正）（略）

第12条（改正）（略）

第13条（改正）（略）

第14条（改正）（略）

第15条（改正）（略）

第16条（改正）（略）

第17条（改正）（略）

第18条（改正）（略）

第19条（改正）（略）

第20条（改正）（略）

第21条（改正）（略）

第22条（改正）（略）

第23条（改正）（略）

第24条（改正）（略）

第25条（改正）（略）

第26条（改正）（略）

第27条（改正）（略）

第28条（改正）（略）

第29条（改正）（略）

（選挙権）

第1条（改正）（略）

第2条（改正）（略）

第3条（改正）（略）

第4条（改正）（略）

第5条（改正）（略）

第6条（改正）（略）

第7条（改正）（略）

第8条（改正）（略）

第9条（改正）（略）

第10条（改正）（略）

第11条（改正）（略）

第12条（改正）（略）

第13条（改正）（略）

第14条（改正）（略）

第15条（改正）（略）

第16条（改正）（略）

第17条（改正）（略）

第18条（改正）（略）

第19条（改正）（略）

第20条（改正）（略）

第21条（改正）（略）

第22条（改正）（略）

第23条（改正）（略）

第24条（改正）（略）

第25条（改正）（略）

第26条（改正）（略）

第27条（改正）（略）

第28条（改正）（略）

第29条（改正）（略）

有効な改正前規定（最高裁判所裁判官国民審査法）

選挙に関する届出等の時間

第七〇条 この法律に基づく命令の規定によつて総務大臣、中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙管理委員会、選挙管理委員会、投票管理署、開票管理署、選挙管理委員会、選挙長等に対しては、請求、申出等の他の行為は、午前八時三十分から午後五時までの間にしなければならない。ただし、次に掲げる行為は、当該市町村の選挙管理委員会の職員につき定められている執務時間にならなければならない。

一 第二十八条第一項と同条第九項において読み替へ適用される場合を含む。第二号において同じ。第二十九条第三項の規定による選挙人名簿の抄本の閲覧の申出。

二 略。三 第三十条の十二において準用する第二十八条の二項又は第二十八条の三第一項の規定による在外選挙人名簿の抄本の閲覧の申出。

② 前項の規定にかかわらず、第四十九条第一項、第四項、第七項若しくは第八項の規定による投票に関し国外においては、法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて在外公館の長に対してする行為は、政令で定める時間内になければならぬ。

不在者投票の時間

第七〇条の二 前条第一項の規定にかかわらず、第四十九条第一項、第四項、第七項又は第八項の規定による投票に関し不在者投票管理署等に対して行う行為（国外において行うものを除く。次項において同じ。）のうち政令で定めるものは、午前八時三十分（当該行為を行うとする地の市町村の選挙管理委員会が地域の表情等を考慮して午前六時三十分から午前八時三十分までの間でこれと異なる時刻を定めている場合には、当該定められている時刻）から午後八時（当該行為を行うとする地の市町村の選挙管理委員会が地域の表情等を考慮して午後五時から午後十時までの間でこれと異なる時刻を定めている場合には、当該定められている時刻）までの間にすることができる。前条第一項の規定にかかわらず、第四十九條第一項、第四項、第七項又は第八項の規定による投票に関し不在者投票管理署等に対して行う行為のうち政令で定めるものは、当該行為を行っている執務時間内に行わなければならない。

附則

⑥ 政令で定める日前に住民基本台帳に登録されたことがある者であつて、同日以後いづれの市町村の住民基本台帳にも登録されたことがないものに対するこの法律の適用については、第三十条の五第一項中「最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会その者が、いづれの市町村の住民基本台帳にも登録されたことがない者である場合には、申請の時にその者の本籍

地の市町村の選挙管理委員会」とあり、及び同条第三項中「当該申請をした者の最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会」を「当該申請をした者が、いづれの市町村の住民基本台帳にも登録されたことがない者である場合には、申請の際におけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会」とあるのは、「申請の際におけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会」と同じ」とあるのは、「領事官をいう。以下この項において同じ」とあるのは、「領事官をいう。最終住所及び生年月日」本条に在外選挙人名簿に登録し、その者が、いづれの市町村の住民基本台帳にも登録されたことがない者である場合には、その者の氏名、籍地、出生年月日、年齢、性別、職業、婚姻状況、生年月日」とする。

○最高裁判所裁判官国民審査法

平成二九年四月一日以降有効な旧規定
改正法令一覧
一 公職選挙法の一部を改正する法律（平成二八・四・三二法二）
二 附則四条（平成二九・四・二一まで）施行
三 公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成二八・二・二二法九四）本則三條（平成二九・六・一までに施行）

第六六条（投票及び開票に関するその他の事項）この法律及びこの法律に基づく命令に規定するもののほか、投票及び開票に関しは、衆議院小選挙区選出議員の投票（公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）及び開票の例による。

第三二条（罷免を可とされた裁判官）罷免を可とする投票の数が罷免を可としない投票の数より多い投票は、罷免を可とされたものとする。但し、投票の総数が、公職選挙法第二十二條第一項又は第二項の規定による選挙人名簿に登録された日のうち審査の日の直前において第八條の選挙人名簿に登録されている者の総数の百分の一に達しないときは、この限りでない。

○市町村の合併の特例に関する法律

有効な改正前規定（市町村の合併の特例に関する法律） 国家戦略特別区域法

平成二十九年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成八・一二・二九）附則二条（平成二九・一・一）まで施行

（合併協議会設置の請求）

第四条① 選挙権を有する者 市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者（公職選挙法 昭和二十五法律第百一十号）の規定による選人名簿に登録が行われた日において、選人名簿に登録されている者をいう。以下同じ。は、政令で定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者を選置もつて、その代表者から、市町村の長に対し、当該市町村が行うべき市町村の合併の相手方となる市町村（以下この条及び第五条の二第二項において「合併対象市町村」という）の名称を示し、合併協議会を置くよう請求することができる。

②（略）

第五条①（略）

③ 地方自治法第七十四条第五項の規定は前条第一項若しくはこの条第一項若しくはこの条第五項の選挙権を有する者の総数の六分の一の数について、同法第七十四条第六項の規定は前条第一項若しくはこの条第一項若しくはこの条第五項の代表者について、同法第七十四条第七項から第九項まで、第七十四條の二第二項から第六項まで、第八項及び第十項から第十四項まで並びに第七十四條の三第一項から第三項までの規定は前条第一項若しくはこの条第一項若しくはこの条第五項の規定による請求者の署名について、それぞれ準用する。この場合において、同法第七十四条第六項第一号中「されたる者」都道府県に係る請求をすれば、当該市町村の区域内から引き続き同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移し、かつ、当該他の市町村の区域内に住所を有している者（同法第十三条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和三十三年法律第百九十四号）第二条の規定による選挙権を有しなくなつた旨の表示をされた者を除く。）を除く。とあるのは「されたる者」と、同項第三号中「都道府県である場合には当該都道府県の区域内の市町村並びに第二百五十二条の規定する指定都市（以下この号において「指定都市」という）の区及び総合区を含む」とあるのは「第二百五十二条の規定する」と、同法第七十四条の二第四項中「審査の申立てに対する裁決又は判決」とあ

○国家戦略特別区域法

国家戦略特別区域法

平成二十九年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

公職選挙法の一部を改正する法律（平成二七・九・二八）七四附則一七条（平成二九・四・二）施行

（医療法の特例）

第四条① 国家戦略特別区域会議が、第八条第一項第一号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域高度医療提供事業（国家戦略特別区域において、世界最高水準の高度の医療であつて、国内においてその普及が十分でないものを提供する事業をいう。以下この条及び別表の二の項において同じ）を定められた区域について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、都道府県は、医療法（昭和二十三年法律第百五号）第三十條の四第三項の規定により当該都道府県の特例第一項に規定する医療計画が公示された後に、当該国家戦略特別区域高度医療提供事業の実施主体として当該区域計画に定められた者から当該国家戦略特別区域高度医療提供事業に係る必要な病床を含む病院の開設の許可の申請その他の政令で定める申請があつた場合においては、当該申請に係る当該医療計画において定められた同条第二項第四号に規定する基準病床数に次項の病床数を加えて得る数を、当該基準病床数とみなして、当該申請に対する許可に係る事務を行うことができる。

②（略）

有効な改正前規定 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)

う。第三十五条の二において同じ。この確保に関する事項の他の事項に関する研修を行うものとする。改正後の第二十九条の二)

第八条の三・第八条の四 (改正後の第二十九条の二・第九の四)

第一行政機関個人情報保護法等の特例
情報(第二十三条に規定する記録に記録されたものを除く。に
閣しては、行政機関個人情報保護法第八条第一項第二号から
四号まで及び第二十五条の規定は適用しないものとし、行政
機関個人情報保護法の規定については、次の表の欄
に掲げる行政機関個人情報保護法の規定(同表の中欄に掲げ
る字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。)

Table with 3 columns: Readable text (読み替えられる字句), Readable text (読み替える字句), and Readable text (読み替える字句). Rows correspond to Article 8-3 and 8-4.

中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十条

読み替えられ
る個人情報保
護法の規定
読み替えら
れる字句
読み替える字句
読み替える字句

Table with 3 columns: Readable text (読み替えられる字句), Readable text (読み替える字句), and Readable text (読み替える字句). Rows correspond to Article 20 and Article 21.

読み替えられ
る個人情報保
護法の規定
読み替えら
れる字句
読み替える字句
読み替える字句

第三十条

読み替えられ
る個人情報保
護法の規定
読み替えら
れる字句
読み替える字句
読み替える字句

Table with 3 columns: Readable text (読み替えられる字句), Readable text (読み替える字句), and Readable text (読み替える字句). Rows correspond to Article 30 and Article 31.

読み替えられ
る個人情報保
護法の規定
読み替えら
れる字句
読み替える字句
読み替える字句

第三十五条

読み替えられ
る個人情報保
護法の規定
読み替えら
れる字句
読み替える字句
読み替える字句

Table with 3 columns: Readable text (読み替えられる字句), Readable text (読み替える字句), and Readable text (読み替える字句). Rows correspond to Article 35 and Article 36.

読み替えられ
る個人情報保
護法の規定
読み替えら
れる字句
読み替える字句
読み替える字句

第三十六条

読み替えられ
る個人情報保
護法の規定
読み替えら
れる字句
読み替える字句
読み替える字句

Table with 3 columns: Readable text (読み替えられる字句), Readable text (読み替える字句), and Readable text (読み替える字句). Rows correspond to Article 36 and Article 37.

読み替えられ
る個人情報保
護法の規定
読み替えら
れる字句
読み替える字句
読み替える字句

第三十二条

読み替えられ
る個人情報保
護法の規定
読み替えら
れる字句
読み替える字句
読み替える字句

Table with 3 columns: Readable text (読み替えられる字句), Readable text (読み替える字句), and Readable text (読み替える字句). Rows correspond to Article 32 and Article 33.

読み替えられ
る個人情報保
護法の規定
読み替えら
れる字句
読み替える字句
読み替える字句

第三十三条

読み替えられ
る個人情報保
護法の規定
読み替えら
れる字句
読み替える字句
読み替える字句

Table with 3 columns: Readable text (読み替えられる字句), Readable text (読み替える字句), and Readable text (読み替える字句). Rows correspond to Article 33 and Article 34.

読み替えられ
る個人情報保
護法の規定
読み替えら
れる字句
読み替える字句
読み替える字句

第三十四条

読み替えられ
る個人情報保
護法の規定
読み替えら
れる字句
読み替える字句
読み替える字句

Table with 3 columns: Readable text (読み替えられる字句), Readable text (読み替える字句), and Readable text (読み替える字句). Rows correspond to Article 34 and Article 35.

読み替えられ
る個人情報保
護法の規定
読み替えら
れる字句
読み替える字句
読み替える字句

第三十五条

読み替えられ
る個人情報保
護法の規定
読み替えら
れる字句
読み替える字句
読み替える字句

Table with 3 columns: Readable text (読み替えられる字句), Readable text (読み替える字句), and Readable text (読み替える字句). Rows correspond to Article 35 and Article 36.

読み替えられ
る個人情報保
護法の規定
読み替えら
れる字句
読み替える字句
読み替える字句

第三十六条

読み替えられ
る個人情報保
護法の規定
読み替えら
れる字句
読み替える字句
読み替える字句

Table with 3 columns: Readable text (読み替えられる字句), Readable text (読み替える字句), and Readable text (読み替える字句). Rows correspond to Article 36 and Article 37.

読み替えられ
る個人情報保
護法の規定
読み替えら
れる字句
読み替える字句
読み替える字句

第三十七条

読み替えられ
る個人情報保
護法の規定
読み替えら
れる字句
読み替える字句
読み替える字句

Table with 3 columns: Readable text (読み替えられる字句), Readable text (読み替える字句), and Readable text (読み替える字句). Rows correspond to Article 37 and Article 38.

読み替えられ
る個人情報保
護法の規定
読み替えら
れる字句
読み替える字句
読み替える字句

第三十八条

読み替えられ
る個人情報保
護法の規定
読み替えら
れる字句
読み替える字句
読み替える字句

Table with 3 columns: Readable text (読み替えられる字句), Readable text (読み替える字句), and Readable text (読み替える字句). Rows correspond to Article 38 and Article 39.

読み替えられ
る個人情報保
護法の規定
読み替えら
れる字句
読み替える字句
読み替える字句

第三十九条

読み替えられ
る個人情報保
護法の規定
読み替えら
れる字句
読み替える字句
読み替える字句

Table with 3 columns: Readable text (読み替えられる字句), Readable text (読み替える字句), and Readable text (読み替える字句). Rows correspond to Article 39 and Article 40.

読み替えられ
る個人情報保
護法の規定
読み替えら
れる字句
読み替える字句
読み替える字句

第四十条

読み替えられ
る個人情報保
護法の規定
読み替えら
れる字句
読み替える字句
読み替える字句

Table with 3 columns: Readable text (読み替えられる字句), Readable text (読み替える字句), and Readable text (読み替える字句). Rows correspond to Article 40 and Article 41.

読み替えられ
る個人情報保
護法の規定
読み替えら
れる字句
読み替える字句
読み替える字句

第四十一条

読み替えられ
る個人情報保
護法の規定
読み替えら
れる字句
読み替える字句
読み替える字句

Table with 3 columns: Readable text (読み替えられる字句), Readable text (読み替える字句), and Readable text (読み替える字句). Rows correspond to Article 41 and Article 42.

日本年報機構に係る経過措置
第二案の二（略、改正後の①）
②（改正により追加）

別表第一
五十五のの項・五十六の二の項（改正により追加）

有効な改正前規定（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令）

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令

平成二九年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二八・一〇・五政三三四・本則二九・平成二九・五三〇施行）
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令及び財務省組織令の一部を改正する政令（平成二八・一〇・二政三三三）
本則二九・五三〇施行

第三六条 国の機関に対する法人番号の指定の単位

第三六条 国の機関に対する法第四十二条第一項の規定による法人番号の指定は、次に掲げる機関を単位として行うものとする。
一三（略）

国の機関、地方公共団体及び設立登記法人以外の法人又は人格のない社団等（法第四十二条第一項に規定する人格のない社団等をいう。以下同じ。）であつて、次の各号に掲げるもの（法人番号保有者を除く。）に対する同項の規定による法人番号の指定は、その者が当該各号に規定する届出書若しくは国税通則若（昭和三十七年法律第六十号）第二百四十四条第一項に規定する「税務書類（第二十九号第一号及び第三項において単に「税務書類」という。）を提示して国税庁長官に提出した申告又は官公署が法第四十四条第二項の規定により国税庁長官に提供した資料により、その者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地、その者について当該各号に定める事実が生じたこと並びにその者が法人番号保有者でないことが確認された後、速やかに行うものとする。

（法人番号の通知）
第三八条 国税庁長官は、法第四十二条第一項の規定により法人番号を指定したときは、速やかに、当該法人番号の指定を受け

た者に対し、その及び当該法人番号を、これらの事項並びにその者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他の財務省令で定める事項を記載された書面により通知するものとする。

（届出による法人番号の指定等）

第三九条① 法第四十二条第一項の政令で定める法人等以外の法人又は人格のない社団等は、次に掲げる者（法人番号保有者を除く。）とする。
一・二（略）

② 法第四十二条第二項の規定による届出は、当該届出をしようとする者についての同項に規定する事項（以下この項及び次条において「届出事項」という。）が記載された届出書に、当該届出事項を証明する定款その他の財務省令で定める書類を添付して行われなければならない。

③ 法第四十二条第二項の規定による法人番号の指定は、前項の届出書及びこれに添付された書類、当該届出をした者が税務書類を提出するに際して国税庁長官に提出した申告又は官公署が法第四十四条第二項の規定により国税庁長官に提供した資料により、当該届出をした者が法人番号保有者でないことが確認された後、速やかに行うものとする。

④ 前条の規定は、国税庁長官が法第四十二条第二項の規定により法人番号を指定した場合について準用する。

（変更の届出）

第四〇条 法第四十二条第三項の規定による変更の届出は、当該届出をしようとする者の法人番号、その者についての届出事項に変更があった旨、変更後の当該届出事項その他の財務省令で定める事項が記載された届出書に、当該変更があった旨を証明する定款その他の財務省令で定める書類を添付して行われなければならない。

（法人番号等の公表）

第四一条① 法第四十二条第四項の規定による公表は、当該公表に係る法人番号保有者に対し、第三十八条（第三十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知（当該法人番号保有者が人格のない社団等である場合には、当該通知をし、及び法第四十一条第四項ただし書の規定による同意を得た後、速やかに、インターネットを利用して公表の閲覧に供する方法により行うものとする。）

② 国税庁長官は、法第四十二条第四項の規定による公表を行った場合において、当該公表に係る法人番号保有者について、当該公表に係る事項に変更があったとき（この項の規定による公表に係る事項に変更があった場合を含む。）は、財務省令で定めるところによりその事実を確認した上で、これらの事項に定める速やかに、これらの事項に変更があった旨及び変更後のこれらの事項を前項に規定する方法による公表するものとする。

③ 国税庁長官は、法第四十二条第四項の規定による公表を行

した場合において、当該公表に係る法人番号保有者について、会社法第二編第九章の規定による清算の結算その他の財務省令で定める事由が生じたときは、財務省令で定めるところによりその事実を確認した上で、当該公表に係る事項（前項の規定による公表に係る事項を含む。）に加え、速やかに、当該法人番号保有者について当該事由が生じた旨及び当該事由が生じた年月日（当該年月日が明らかでないときは、国税庁長官が当該事由が生じたことを知つた年月日）を第一項に規定する方法により公表するものとする。

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律

平成九年四月一日以降有効な旧規定

改正法令

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律(平成二八・五・二七法五) 本則三条(平成二九・五・三〇施行)

第一案(個人情報の開示義務)

個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ一八(略)

イ一八(略)より追加

第七案(公益上理由による裁量の開示)

行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報(公益上理由による裁量の開示)が記録されている場合であつても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示するものとすることができる。

○独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律

平成九年四月一日以降有効な旧規定

改正法令

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律(平成二八・五・二七法五) 本則四条(平成二九・五・三〇施行)

第五案(個人情報の開示義務)

個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ一八(略)

イ一八(略)より追加

第七案(公益上理由による裁量の開示)

行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報(公益上理由による裁量の開示)が記録されている場合であつても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示するものとすることができる。

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

平成二九年四月一日以降有効な旧規定

改正法令

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律(平成二八・五・二七法五) 本則一条(平成二九・五・三〇施行)

第一案(目的)

この法律は、行政機関における個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

第二案(定義)

この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができる)ことができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの(を含む)をいう。

①(略)

①(略)より追加

①(略)より追加

①(略)より追加

①(略)より追加

①(略)より追加

①(略)より追加

①(略)より追加

①(略)より追加

①(略)より追加

①(略)より追加

①(略)より追加

①(略)より追加

その利用目的を明示しなければならない。

一・二(略)

三(利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)以下、独立行政法人等個人情報保護法という)第一条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。

四(略)

五(略)

六(略)

七(略)

八(略)

九(略)

十(略)

十一(略)

十二(略)

十三(略)

十四(略)

十五(略)

十六(略)

十七(略)

十八(略)

十九(略)

二十(略)

二十一(略)

二十二(略)

二十三(略)

二十四(略)

二十五(略)

第一案(個人情報の適正な取扱い)

行政機関の長は、行政機関の保有する個人情報の取扱いに当たっては、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

第二案(個人情報の適正な取扱い)

行政機関の長は、行政機関の保有する個人情報の取扱いに当たっては、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

第三案(個人情報の適正な取扱い)

行政機関の長は、行政機関の保有する個人情報の取扱いに当たっては、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

第四案(個人情報の適正な取扱い)

行政機関の長は、行政機関の保有する個人情報の取扱いに当たっては、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

第五案(個人情報の適正な取扱い)

行政機関の長は、行政機関の保有する個人情報の取扱いに当たっては、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

第六案(個人情報の適正な取扱い)

行政機関の長は、行政機関の保有する個人情報の取扱いに当たっては、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

第七案(個人情報の適正な取扱い)

行政機関の長は、行政機関の保有する個人情報の取扱いに当たっては、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

第八案(個人情報の適正な取扱い)

行政機関の長は、行政機関の保有する個人情報の取扱いに当たっては、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

第九案(個人情報の適正な取扱い)

行政機関の長は、行政機関の保有する個人情報の取扱いに当たっては、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

第十案(個人情報の適正な取扱い)

有効な改正前規定(行政機関情報公開法)

独立行政法人等情報公開法

行政機関個人情報保護法

有効な改正前規定（独立行政法人等個人情報保護法）

「個人情報ファイル簿」というを作成し、公表しなければならない。

該事業に関する情報を除く。であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの、他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。又は開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを除くことにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

第四條（住所略）
（保有個人情報開示義務）

第二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの、他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。又は開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを除くことにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

第五部分開示
第五條（略）

第二 開示請求に係る保有個人情報に前条第二号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれていない場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがないと認められるものとみなす。当該部分を除いた場合は、同号の情報に含まれないものとみなす。前項の規定を適用する。

第三第二項（略）
（独立行政法人等の事業の移送）

第二 前項の規定により事業が移送されたときは、当該事業については、保有個人情報移送を受けた独立行政法人等が保有する独立行政法人等個人情報保護法第二条第四項に規定する保有個人情報と、開示請求を受けた独立行政法人等に対する独立行政法人等個人情報保護法第十二条第一項に規定する開示請求とみなし、独立行政法人等個人情報保護法の規定を適用する。この場合において、独立行政法人等個人情報保護法第九條第一項中「第二号第三項」とあるのは、「行政機関個人情報保護法第十三条第二項」とする。

第四第一項（略）
（独立行政法人等への事業の移送）

第二 前項の規定により事業が移送されたときは、当該事業については、保有個人情報移送を受けた独立行政法人等が保有する独立行政法人等個人情報保護法第十二条第二項に規定する訂正請求とみなし、独立行政法人等個人情報保護法の規定を適用する。この場合において、独立行政法人等個人情報保護法第三十一條第一項中「第二十八條第三項」とあるのは、「行政機関個人情報保護法第十八条第三項」とする。

第五（略）
（適用除外等）

第二 第五条の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の申上があつた者に係るものに限る。）については、適用しない。

第二 第五条の規定は、行政機関保有する情報の公開に関する法律第五条に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されていないものに限る。このうち、同一利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章第四節を除く。の規定の適用については、行政機関に保有されていないものとみなす。

人情と、訂正請求を移送を受け、独立行政法人等に対する独立行政法人等個人情報保護法第二十七條第二項に規定する訂正請求とみなし、独立行政法人等個人情報保護法の規定を適用する。この場合において、独立行政法人等個人情報保護法第三十一條第一項中「第二十八條第三項」とあるのは、「行政機関個人情報保護法第十八条第三項」とする。

第四四章の二 第四四章の一 第四四章の一六（改正により追加）

（権限又は事務の委任）

第四六条 行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院）においては、当該機関の命命で定めるところにより、前二条（第一条及び前章第四節を除く。）に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

（開示請求等を行う者に対する情報の提供等）

第四七条（略）
第四八条（略）
第五一条の二 第五一条の八（改正により追加）

（受託業務）

第五二条 行政機関の職員若しくは職員であつた者又は第六条第二項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された「第二条第四項第一号に係る個人情報ファイル」その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む「ア」を提示し、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

（住所略）

（保有個人情報開示義務）
第四條（住所略）

（住所略）
（住所略）

○独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律

平成二九年四月一日以降有効な旧規定
改正法令一覧
・行政機関の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（二八・五・二七）
・本則二条（平成二九・五・三〇施行）

（目的）

第一条 この法律は、独立行政法人等において個人情報の利用が拡大していることにかみ、独立行政法人等における個人情報の取扱いに関する基本的関係法律の整備により、独立行政法人等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第二條（略）
この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

（改正により追加）

第三條（略）
この法律において「保有個人情報」とは、独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該独立行政法人等の役員が組織的に利用するものとして、当該独立行政法人等が保有しているものをいう。ただし、独立行政法人等の保有する情報に関する法律（平成十三年法律第四十四号）第一条第二項に規定する行政文書（同項第四号に掲げるものを含む。）以下単に「法人文書」という）に記載されているものに限る。（改正後の⑤）

（改正により追加）

（改正後の⑥）
（改正後の⑦）
（改正後の⑧）
（改正後の⑨）
（改正後の⑩）
（改正後の⑪）

（住所略）
（住所略）
（住所略）
（住所略）
（住所略）
（住所略）

氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの、他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。又は開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを除くことにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

（住所略）
（住所略）
（住所略）

（住所略）
（住所略）
（住所略）

（住所略）
（住所略）
（住所略）

（住所略）
（住所略）
（住所略）

（住所略）
（住所略）
（住所略）

（住所略）
（住所略）
（住所略）

（住所略）
（住所略）
（住所略）

（住所略）
（住所略）
（住所略）

（住所略）
（住所略）
（住所略）

○情報公開・個人情報保護審査会設置法

○住民基本台帳法

平成十九年四月一日以降有効な旧規定

改正法令

・行政機関等の保有する個人情報等の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成二八・五・二七法五）附則五条二号（平成二九・五・三〇施行）

第1条(2) 略

第3条(1) 略

③ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第三十九条第一項、第三十二条第一項又は第四十条第一項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る行政保有個人情報（同法第三十条に規定する保有個人情報）をいう。以下この項において同じ。一 独立行政法人等が保有する個人情報の保護に関する法律第二十二條第一項又は第三十四條第一項の規定により行政保有個人情報とみなされる法人保有個人情報（同法第三項に規定する保有個人情報）をいう。二 略。

平成十九年四月一日以降有効な旧規定

改正法令

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二五・五・三法二八）本則二条（平成一九・五・三〇施行）
 ・職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成二八・二・二法四）附則八条（平成二九・六・一まで施行）

第1条(2) 略

第3条(1) 略

③ 選挙人名簿の登録等に関する選挙管理委員会（昭和二十五年法律第百号）市町村の選挙管理委員会は、公職選挙法（昭和二十一年法律第百号）第二十七条第一項若しくは第二十九条の規定により選挙人名簿に登録したとき、又は同法第二十八条の規定により選挙人名簿から抹消したときは、遅滞なく、その旨を当該市町村の市町村長に通知しなければならない。

第10条の九の二 改正により追加

（報告書の公表）

第二十条の六 機構は、毎年少なくとも一回、第三十条の九の規定による機構保存本人確認情報の提供の状況について、総務省令で定めるところにより、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

（本人確認情報の提供に関する手数料）

第二十条の三 機構は、第三十条の九に規定する求めを行う別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から、総務大臣の認可を受けて定められた額の手数料を徴収することができる。

（本人確認情報の提供及び利用の制限）

第二十条の五 ① 機構は、第三十条の九から第三十条の十二まで、第三十条の十五第三項若しくは第四項又は第三十七條第二項の規定により機構保存本人確認情報を提供し、又は利用する場合を除き、第三十条の七第一項の規定による通知に係る本人確認情報を提供し、又は利用してはならない。

（受領者等による本人確認情報の安全確保）

第二十条の二八 ① 第三十条の九から第三十条の十四まで若しくは第三十条の十五第一項の規定により本人確認情報の提供を受

けた市町村長その他の市町村の執行機関若しくは都道府県知事その他の都道府県の執行機関又は別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人（受領者）という）がこれらの規定により提供を受けた本人確認情報（以下、受領した本人確認情報という）の電子計算機処理等を行うに当たっては、受領者は、受領した本人確認情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の当該本人確認情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

② 前項の規定は、受領者から受領した本人確認情報の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む）を受けた者が受託した業務を行う場合について適用する。

（受領者の本人確認情報の利用及び提供の制限）

第二十条の二九 受領者は、その者が提供する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めるところに於て、その者の遂行に必要な範囲内で、受領した本人確認情報を利用し、又は提供するものとし、当該事務の処理以外の目的のために受領した本人確認情報の全部又は一部を利用し、又は提供してはならない。

（本人確認情報の電子計算機処理等に従事する受領者の職員等の秘密保持義務）

第30条の三(1) 略

第30条の三(2) 略

② 第三十条の九の規定により別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人が提供を受けた本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する同欄に掲げる国の機関の職員若しくは職員であつた者又は同欄に掲げる法人の役員若しくは職員若しくはこれらの職にあつた者は、その事務に関し知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

（受領者から受領した本人確認情報の電子計算機処理等の委託）

③ 以上の段階にわたる委託を含む）を受けた者は、その委託された業務に関し知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

（受領した本人確認情報に係る住民に関する記録の保護）

第三十条の三二 受領者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む）を受けて行う受領した本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事している者は、従事している者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不正な目的に使用してはならない。

（住民票コードの告知要求制限）

第三十条の三七(1) 略

住民票コードの利用制限等
 第三〇条の三(一) 市町村長、都道府県知事又は機構（以下この条において「市町村長等」とい）以外の者は、何人も、自己と同一の世帯に属する者以外の者（以下この条において「第三者」とい）に対し、当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

第30条の三七(2) 略

○国税通則法

平成二十九年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

●個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部の改正する法律（平成二七・九法六五）附則 七条（平成三〇・一・施行）

第十四条の三の二（改正により追加）

（国税庁長官に対する審査請求書の提出等）

第二十三条の二（第七十五条第一項第二号又は第二項（第二号に係る部分に限る。）国税に関する処分についての不服申立て）の規定による審査請求をする場合における行政不服審査法第十九条第一項（審査請求書の提出）の規定の適用については、同項第一号中「及び住所又は居所」とあるのは、「住所又は居所及び国税通則法（昭和三十七年法律第十六号）第百四十四条第三項第二号に規定する番号（当該番号を有しない者については、その氏名又は名称及び住所又は居所）」とする。

（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等）

第二十四条の二（略）
③ この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めることによる。以下略。
一 番号 個人番号又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成十五年法律第二十七号）第二十五条（定義）に規定する法人番号をいう。
二 個人番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十一条第五項に規定する個人番号をいう。
（改正により削除）

○国税通則法施行令

平成二十九年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

●国税通則法施行令の一部を改正する政令（平成二八・三・三政一五六）本則（平成三〇・一・一施行）

第三〇条の五（改正により追加）

（審査請求書の送付）

第三〇条の二（略）
② 前条第四項に規定する場合において、当該審査請求に係る電磁的記録（法第三十四号の六第一項（納付託者の郵便保存等の義務）に規定する電磁的記録）以下同）については、審査請求書の副本とみなして、前項の規定を適用する。

○所得税法施行令

平成二十九年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

●所得税法施行令等の一部を改正する政令（平成二八・三・三政一四五）本則一条（平成三〇・一・一施行）

（確定申告書に関する書類の提出又は提示）

第六十二条（法第三十條第三項第一号（確定申告書）（法第二百二十二條第三項（選付等を受けるための申告書）（第二百二十三條第三項（確定申告書）（第二百三十五條第四項（年中の途中で死亡した場合の確定申告書）及び第二百三十七條第四項（年の途中で出国をする場合の確定申告書）において準用する場合を含む。）に掲げる居住者は、次に掲げる書類を確定申告書に添付し、又は当該申告書の提出の陳述しなければならない。ただし、第三号から第六号までに掲げる書類は法第九十條第二号（年末調整）の規定により時号に規定する法所得控除後の給与等の金額から控除された法第七十四條第二項第五号（社会保険料控除）に掲げる社会保険料（法第七十五條第一項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金（第四号において「小規模企業共済等掛金」という。）（法第七十六條第一項（生命保険料控除）に規定する新生命保険料（第五号において「新生命保険料」という。）若しくは旧生命保険料（第五号において「旧生命保険料」という。）同条第二項に規定する介護医療保険料（第五号）において「介護医療保険料」という。）同条第三項に規定する新個人年金保険料（第五号）において「新個人年金保険料」という。）若しくは旧個人年金保険料（第五号）において「旧個人年金保険料」という。）又は法第七十七條第一項（地震保険料控除）に規定する地震保険料（第四号において「地震保険料」という。）に係るものについては、この限りでない。）

一四（略）
五 確定申告書に生命保険料控除に関する事項を記載する場合にあつては、当該申告書に記載したその控除を受ける金額の計算の基礎となる次に掲げる保険料の金額その他財務省令で定める事項を証する書類（ロ）に掲げる金額に係るものにあつては、当該金額が九千円を超える法第七十六條第六項に規定する旧生命保険契約等（ロ）において「旧生命保険契約等」という。）に係るものに限る。）

六 確定申告書に地震保険料控除に関する事項を記載する場合にあつては、当該申告書に記載したその控除を受ける金額の計算の基礎となる地震保険料の金額その他財務省令で定める事項を証する書類

七 確定申告書に寄附金控除に関する事項を記載する場合にあつては、当該申告書に記載したその控除を受ける金額の計算の基礎となる法第七十八條第一項（寄附金控除）に規定する特定寄附金の明細書の他財務省令で定める書類

新② 改正により追加
③④⑤ 略 改正後の
⑥ 改正により追加

有効な改正前規定（登録免許税法）

こととなったことによる場合に限る。において、それれ、その取消の原因となった事実があつた日以前一年以内当該法人の業務を執行する役員であつた者が当該法人がその取消を命ぜられた日から三年を過ぎるまでのものが酒類の製造免許、酒若しくは酒もろみの製造免許又は酒類の販売免許を申請した場合。

七 免許の申請者が国若しくは地方公共団体である場合、酒類の保全及び酒類業組等に関する法律、昭和二十八年法律第七号若しくはアルコール事法の規定により罰金の刑に処せられ又は国稅犯取給法（明治三十二年法律第六十七号）（地方税法（昭和十五年法律第二百十六号）において準用する場合を含む。若しくは國稅法）とん稅法（昭和十二年法律第三十七号）及び特別とん稅法（昭和十二年法律第三十八号）において準用する場合を含む。）の規定により通告処分（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）を受け、それぞれ、その刑の執行を終り、若しくは執行を受け、こととなった日又はその通告の旨を履行した日から三年を経過するまでの者である場合。

七の二（十一）（略）
（酒類の製造免許の取消）
第二二条（科書略）
六 改正により追加
（酒類の製造免許の取消）
第二三条（科書略）
四 改正により追加
（酒類の製造免許の取消）
第二四条（科書略）

（未納税引取）
第二八条の二（略）
（一）（略）
（二）（略）
（三）（略）

（一）（略）
（二）（略）
（三）（略）
（四）（略）
（五）（略）
（六）（略）
（七）（略）
（八）（略）
（九）（略）
（十）（略）
（十一）（略）
（十二）（略）
（十三）（略）
（十四）（略）
（十五）（略）
（十六）（略）
（十七）（略）
（十八）（略）
（十九）（略）
（二十）（略）
（二十一）（略）
（二十二）（略）
（二十三）（略）
（二十四）（略）
（二十五）（略）
（二十六）（略）
（二十七）（略）
（二十八）（略）
（二十九）（略）
（三十）（略）
（三十一）（略）
（三十二）（略）
（三十三）（略）
（三十四）（略）
（三十五）（略）
（三十六）（略）
（三十七）（略）
（三十八）（略）
（三十九）（略）
（四十）（略）
（四十一）（略）
（四十二）（略）
（四十三）（略）
（四十四）（略）
（四十五）（略）
（四十六）（略）
（四十七）（略）
（四十八）（略）
（四十九）（略）
（五十）（略）
（五十一）（略）
（五十二）（略）
（五十三）（略）
（五十四）（略）
（五十五）（略）
（五十六）（略）
（五十七）（略）
（五十八）（略）
（五十九）（略）
（六十）（略）
（六十一）（略）
（六十二）（略）
（六十三）（略）
（六十四）（略）
（六十五）（略）
（六十六）（略）
（六十七）（略）
（六十八）（略）
（六十九）（略）
（七十）（略）
（七十一）（略）
（七十二）（略）
（七十三）（略）
（七十四）（略）
（七十五）（略）
（七十六）（略）
（七十七）（略）
（七十八）（略）
（七十九）（略）
（八十）（略）
（八十一）（略）
（八十二）（略）
（八十三）（略）
（八十四）（略）
（八十五）（略）
（八十六）（略）
（八十七）（略）
（八十八）（略）
（八十九）（略）
（九十）（略）
（九十一）（略）
（九十二）（略）
（九十三）（略）
（九十四）（略）
（九十五）（略）
（九十六）（略）
（九十七）（略）
（九十八）（略）
（九十九）（略）
（一百）（略）

（一）（略）
（二）（略）
（三）（略）
（四）（略）
（五）（略）
（六）（略）
（七）（略）
（八）（略）
（九）（略）
（十）（略）
（十一）（略）
（十二）（略）
（十三）（略）
（十四）（略）
（十五）（略）
（十六）（略）
（十七）（略）
（十八）（略）
（十九）（略）
（二十）（略）
（二十一）（略）
（二十二）（略）
（二十三）（略）
（二十四）（略）
（二十五）（略）
（二十六）（略）
（二十七）（略）
（二十八）（略）
（二十九）（略）
（三十）（略）
（三十一）（略）
（三十二）（略）
（三十三）（略）
（三十四）（略）
（三十五）（略）
（三十六）（略）
（三十七）（略）
（三十八）（略）
（三十九）（略）
（四十）（略）
（四十一）（略）
（四十二）（略）
（四十三）（略）
（四十四）（略）
（四十五）（略）
（四十六）（略）
（四十七）（略）
（四十八）（略）
（四十九）（略）
（五十）（略）
（五十一）（略）
（五十二）（略）
（五十三）（略）
（五十四）（略）
（五十五）（略）
（五十六）（略）
（五十七）（略）
（五十八）（略）
（五十九）（略）
（六十）（略）
（六十一）（略）
（六十二）（略）
（六十三）（略）
（六十四）（略）
（六十五）（略）
（六十六）（略）
（六十七）（略）
（六十八）（略）
（六十九）（略）
（七十）（略）
（七十一）（略）
（七十二）（略）
（七十三）（略）
（七十四）（略）
（七十五）（略）
（七十六）（略）
（七十七）（略）
（七十八）（略）
（七十九）（略）
（八十）（略）
（八十一）（略）
（八十二）（略）
（八十三）（略）
（八十四）（略）
（八十五）（略）
（八十六）（略）
（八十七）（略）
（八十八）（略）
（八十九）（略）
（九十）（略）
（九十一）（略）
（九十二）（略）
（九十三）（略）
（九十四）（略）
（九十五）（略）
（九十六）（略）
（九十七）（略）
（九十八）（略）
（九十九）（略）
（一百）（略）

登録免許税法

平成二九年四月一日以降有効な旧規定
改正法令一覧
・個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二七年法律第七九号）（五）附則八条（平成二九年三月三十一日施行）
・公認心理師法（平成二七年法律九六号）（六）附則七条（平成二九年三月三十一日施行）
・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成二八年法律四八号）（四）附則四号（平成二九年三月三十一日施行）
・情報通信技術の進展変化に対応するための銀法等の一部を改正する法律（平成二八年法律二八号）（六）附則九条（平成二九年三月三十一日施行）
・外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二八年法律二八号）（六）附則八条（平成二九年三月三十一日施行）

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条、第十七条、第十八条、第十九条、第二十条、第二十三条、第二十四条、第三十条、第三十一条、第三十二条、第三十三条、第三十四条、第三十五条、第三十六条、第三十七条、第三十八条、第三十九条、第四十条、第四十一条、第四十二条、第四十三条、第四十四条、第四十五条、第四十六条、第四十七条、第四十八条、第四十九条、第五十条、第五十一条、第五十二条、第五十三条、第五十四条、第五十五条、第五十六条、第五十七条、第五十八条、第五十九条、第六十条、第六十一条、第六十二条、第六十三条、第六十四条、第六十五条、第六十六条、第六十七条、第六十八条、第六十九条、第七十条、第七十一条、第七十二条、第七十三条、第七十四条、第七十五条、第七十六条、第七十七条、第七十八条、第七十九条、第八十条、第八十一条、第八十二条、第八十三条、第八十四条、第八十五条、第八十六条、第八十七条、第八十八条、第八十九条、第九十条、第九十一条、第九十二条、第九十三条、第九十四条、第九十五条、第九十六条、第九十七条、第九十八条、第九十九条、第一百条）
（注）社会保険労務士法（昭和四十二年法律第九十九号）第十四条の十一の第三項、紛争解決手続代理業務の付託の規定により社会保険労務士の登録にする紛争解決手続代理業務試験に合格した旨の付託は、新たな当該登録とみなし、作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第七十七条（登録）の第二種作業環境測定士の登録を受けている者が、同法第五十条（作業環境測定士の資格）の規定により第一種作業環境測定士となる資格を有することとなつたことに伴い、作業環境測定士登録の書換えの申請をした場合における当該書換えは、新たな同法第七十七条の第一種作業環境測定士の登録とみなす。
（当）改正により追加
（一）（略）
（二）（略）

（九）（略）
三十三 認定個人情報保護団体の認定
認定件数 一件につき
平成十五年法律第七十七号
第三十七条第一項（認定）の認定個人情報保護団体の認定（政令で定めるものに限る。）
三十四、三十五の二（略）
三十五 銀行等営業若しくは事業の免許若しくはその支店その他の営業若しくは事業の認可若しくは登録又は銀行等持株会社等の登録認可等
（一）（略）
（二）（略）
（三）（略）
（四）（略）
（五）（略）
（六）（略）
（七）（略）
（八）（略）
（九）（略）
（十）（略）
（十一）（略）
（十二）（略）
（十三）（略）
（十四）（略）
（十五）（略）
（十六）（略）
（十七）（略）
（十八）（略）
（十九）（略）
（二十）（略）
（二十一）（略）
（二十二）（略）
（二十三）（略）
（二十四）（略）
（二十五）（略）
（二十六）（略）
（二十七）（略）
（二十八）（略）
（二十九）（略）
（三十）（略）
（三十一）（略）
（三十二）（略）
（三十三）（略）
（三十四）（略）
（三十五）（略）
（三十六）（略）
（三十七）（略）
（三十八）（略）
（三十九）（略）
（四十）（略）
（四十一）（略）
（四十二）（略）
（四十三）（略）
（四十四）（略）
（四十五）（略）
（四十六）（略）
（四十七）（略）
（四十八）（略）
（四十九）（略）
（五十）（略）
（五十一）（略）
（五十二）（略）
（五十三）（略）
（五十四）（略）
（五十五）（略）
（五十六）（略）
（五十七）（略）
（五十八）（略）
（五十九）（略）
（六十）（略）
（六十一）（略）
（六十二）（略）
（六十三）（略）
（六十四）（略）
（六十五）（略）
（六十六）（略）
（六十七）（略）
（六十八）（略）
（六十九）（略）
（七十）（略）
（七十一）（略）
（七十二）（略）
（七十三）（略）
（七十四）（略）
（七十五）（略）
（七十六）（略）
（七十七）（略）
（七十八）（略）
（七十九）（略）
（八十）（略）
（八十一）（略）
（八十二）（略）
（八十三）（略）
（八十四）（略）
（八十五）（略）
（八十六）（略）
（八十七）（略）
（八十八）（略）
（八十九）（略）
（九十）（略）
（九十一）（略）
（九十二）（略）
（九十三）（略）
（九十四）（略）
（九十五）（略）
（九十六）（略）
（九十七）（略）
（九十八）（略）
（九十九）（略）
（一百）（略）

（一）（略）
（二）（略）
（三）（略）
（四）（略）
（五）（略）
（六）（略）
（七）（略）
（八）（略）
（九）（略）
（十）（略）
（十一）（略）
（十二）（略）
（十三）（略）
（十四）（略）
（十五）（略）
（十六）（略）
（十七）（略）
（十八）（略）
（十九）（略）
（二十）（略）
（二十一）（略）
（二十二）（略）
（二十三）（略）
（二十四）（略）
（二十五）（略）
（二十六）（略）
（二十七）（略）
（二十八）（略）
（二十九）（略）
（三十）（略）
（三十一）（略）
（三十二）（略）
（三十三）（略）
（三十四）（略）
（三十五）（略）
（三十六）（略）
（三十七）（略）
（三十八）（略）
（三十九）（略）
（四十）（略）
（四十一）（略）
（四十二）（略）
（四十三）（略）
（四十四）（略）
（四十五）（略）
（四十六）（略）
（四十七）（略）
（四十八）（略）
（四十九）（略）
（五十）（略）
（五十一）（略）
（五十二）（略）
（五十三）（略）
（五十四）（略）
（五十五）（略）
（五十六）（略）
（五十七）（略）
（五十八）（略）
（五十九）（略）
（六十）（略）
（六十一）（略）
（六十二）（略）
（六十三）（略）
（六十四）（略）
（六十五）（略）
（六十六）（略）
（六十七）（略）
（六十八）（略）
（六十九）（略）
（七十）（略）
（七十一）（略）
（七十二）（略）
（七十三）（略）
（七十四）（略）
（七十五）（略）
（七十六）（略）
（七十七）（略）
（七十八）（略）
（七十九）（略）
（八十）（略）
（八十一）（略）
（八十二）（略）
（八十三）（略）
（八十四）（略）
（八十五）（略）
（八十六）（略）
（八十七）（略）
（八十八）（略）
（八十九）（略）
（九十）（略）
（九十一）（略）
（九十二）（略）
（九十三）（略）
（九十四）（略）
（九十五）（略）
（九十六）（略）
（九十七）（略）
（九十八）（略）
（九十九）（略）
（一百）（略）

別表第三 非課税の登録等の表（第四条第四款）
名称 根拠法 非課税の登記等 備考
一（略）改正後の（一）
一〇三二二四四（略）

有効な改正前規定（関税法）

内部取引につき、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる句は、同表の下欄に掲げる句にそれぞれ読み替へるものとする。

Table with 4 columns: 第四十一条の十九の五第一項、第四十一条の十九の五第二項、第四十一条の十九の五第三項、第四十一条の十九の五第四項. Rows describe various provisions regarding tax treatment and application of law.

六項 者の居住者とされるの事業場等との関係に在る第一項の規定に、当該非居住者、当該居住者に係る条約相手国等の権限する当局、当該非居住者、当該居住者、当該非居住者に係る第四十一条の十九の五第一項に規定する事項等と当該居住者の関係に規定する国外事業場等とに在る。

Table with 4 columns: 第四十一条の十九の五第一項、第四十一条の十九の五第二項、第四十一条の十九の五第三項、第四十一条の十九の五第四項. Rows describe provisions regarding tax treatment and application of law, including specific rules for non-residents.

改正後の② 第三項の帳簿書類（その写しを含む）の留置きに関する手続その他第一項、第二項、第四項及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。改正後の③

外航船等に積み込む物品の課税等に係る免税

第八十五条（改正により追加） 改正により追加

外航船等に積み込む酒類の免税

第八十七条（改正） 第八十五条（改正）の趣意に準じて、前項の規定の適用を受け外航船等に積み込まれた酒類のうち酒類の製造場から移出されたものについては、酒税法と、当該指定物品が当該旨に掲げられたものである場合、同法第十八条第四項の規定にかかわらず、当該指定物品が前項の規定の適用を受けて事業者から課税された時における当該酒類に係る同法第一項に規定する対価の額とあがは、当該酒類が当該旨に掲げられた場合に該当することとなつた場所の所在地と読み替へるものとする。

関税法

平成二十九年四月一日以降旧効な旧規定改正法令一覧

一六 本則令 平成三〇・三三・三五に施行

課税物件の確定の時期 第四十（一）（註取消） 一五二（略） 五三 第六十七号 第二項第二号 輸出申告又は輸入申告の手続に該当し輸入申告され貨物であつて、輸品の許可を受けたもの（第一号及び第二号、第三号の二、第五号及び六号に掲げるものを除く。）当該輸入の許可の時

（申告の特例） 第九一条（一）（略） 第九一条（二）（略） 第九一条（三）（略） 第九一条（四）（略） 第九一条（五）（略）

（納期限の延長） 第九二条（一）（略） 第九二条（二）（略） 第九二条（三）（略） 第九二条（四）（略）

（外国貨物を置く場所の制限）

（納期限の延長） 第九二条（一）（略） 第九二条（二）（略） 第九二条（三）（略） 第九二条（四）（略）

第五條の四① 柱書略

イ、ロ 略

ハ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第十五条の規定による免除額、所得税法第九十二条の規定による控除額、租税特別措置法第十条から第十五条の五の四まで及び第十六条の六、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十号）以下、震災特例法、同、第二十条の四の規定により読み替えて適用される場合を含む）の規定による控除額並びに震災特例法第十条の二から第十条の三の三までの規定による控除額の合計額

三 略

② 柱書略

① 略

二 柱書略

イ、ロ 略

ハ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第十五条の規定による免除額、所得税法第九十二条の規定による控除額、租税特別措置法第十条から第十五条の四まで及び第十六条の六、震災特例法第十条の四の規定により読み替えて適用される場合を含む）の規定による控除額並びに震災特例法第十条の二から第十条の三の三までの規定による控除額の合計額

三 略

⑦⑧⑨ 略

第五條の四の二① 柱書略

一 略

二 当該納税義務者の前年分の所得税の額（同年分の所得税について、租税特別措置法第四十一条、第四十二条の二、第四十一条の十八、第四十一条の十八の二、第二項、第四十一条の十八の三若しくは第四十一条の十九の二から第四十一条の十九の四まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二条又は所得税法第九十五条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額）

② 柱書略

① 略

二 当該納税義務者の前年分の所得税の額（同年分の所得税について、租税特別措置法第四十一条、第四十二条の二、第四十一条の十八、第四十一条の十八の二、第二項、第四十一条の十八の三若しくは第四十一条の十九の二から第四十一条の十九の四まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二条又は所得税法第九十五条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額）

有効な改正前規定（警察察法）

ストーカー行為等の規制等に関する法律

があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額）

不動取得税の課税標準の特例

第一條①②③ 中小企業者 昭和三十八年法律第五百四十一号 第二條第 一項第四号に掲げるものをい）が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十八年法律百四十四号）第三十條第十一項に規定する薬局のうち患者が継続して利用するため必要を機能及び個人の主体的な健康の保持増進への取組を積極的に支援する機能有するものとして総務省が定めるもの用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成三十年四月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の六分の一に相当する額を価格から控除するものとする

○警察察法

平成二九年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成八・二二、二法九四四）附則九条（平成二九・六・一まで）施行

委員の失職及び罷免

第四一條① 委員は、左の各号の一に該当する場合においては、その職を失うものとする。但し、当該都道府県の議会の議員の被選挙権を有する者でなく、かつたことが住所を移したことに因る場合において、その住所が同一都道府県の区域内にあるときは、この限りでない。一 第三九条第一項各号の一に該当するに至つた場合 二 当該都道府県の議会の議員の被選挙権を有する者でなくなつた場合（第三九条第一項但書に規定する委員）については、当該指定市の議会の議員の被選挙権を有する者でなくなつた場合

○ストーカー行為等の規制等に関する法律

平成二九年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成八・二一、一四法二〇二）本則二条（平成二九・六・一四施行）

警告

第四一條①（略） ② 一の警察本部長等が前項の規定による警告（以下「警告」といふ）をした場合には、他の警察本部長等は、当該警告を受けた者に対し、当該警告に係る前項の規定による行為について警告又は第六條第一項の規定による命令をすることができない

禁止命令等

第五條① 公安委員会等は、警告をしたときは、速やかに、当該警告の内容及び日時その他当該警告に関する事項で公安委員会規則で定めるものを都道府県公安委員会（以下「公安委員会」といふ）に報告しなければならない。改正により削られた

新③④

新③④ 改正により追加 ③（略）改正後の ⑤ 第一項の申出を受けた場合において、禁止命令等をしたときは、速やかに、当該禁止命令等の内容及び日時を当該申出した者に通知しなければならない。改正後の⑥ 公安委員会等は、第一項の申出を受けた場合において、禁止命令等をしたときは、速やかに、その旨及びその理由を当該申出をした者に書面により通知しなければならない。改正後の⑦ 改正により追加

有効な改正前規定（銃砲刀剣類所持等取締法）

⑥前各項に定めるもののほか、禁止命令等の実施に必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。（改正後⑩）

（仮の命令）

第3条① 警察本部長等は、第四条第一項の申出を受けた場合において、当該申出に係る第三条の規定に違反する行為（第一項第一号に掲げる行為に係るものに限る。）があり、かつ当該行為を是らした者に反して当該行為を正すおそれがあることを認めるとともに、当該申出した者の身体の安全、住居の平穏若しくは名誉が害され、又は行動自由が著しく害されることを防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該行為をした者に対し、行政手続法第十二条第一項の規定にかかわらず、聴聞又は弁明の機会の付与を行わず、国家公安委員会規則で定めるところにより、更に反復して当該行為を正すはならぬ旨を命ずることができ、

② 一 警察本部長等は前項の規定による命令（以下、仮の命令という。）をした場合には、他の警察本部長等は、当該仮の命令の執行者に対し、当該仮の命令に係る第三条の規定に違反する行為を正すこと、又は仮の命令を受けた日から起算して十五日以内、

④ 警察本部長等は、仮の命令をしたときは、直ちに、当該仮の命令の内容及び日時その他当該仮の命令に関する事項で国家公安委員会規則で定めるところを公安委員会に報告しなければならない。

⑤ 公安委員会は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る仮の命令があった日から起算して十五日以内、意見の聴取を行わなければならない。

⑥ 行政手続法第三章第二節（第十八条を除く。）の規定は、公安委員会が前項の規定による意見の聴取（以下、意見の聴取という。）を行う場合について準用する。この場合において、同法第十五条第一項中「連署を行うべき日までに相当な期間をおいて」とあるのは、速やかにと読み替へるべきであり、必要と技術的説明等は、政令で定める。

⑦ 公安委員会は、仮の命令に係る第三条の規定に違反する行為がある場合において、意見の聴取の結果、当該仮の命令が不当でないことを認めるときは、行政手続法第十三条第一項の規定に従って、前条第一項の規定にかかわらず、聴聞を行わないで禁止命令等をするることができる。

⑧ 前項の規定により禁止命令等をしたときは、仮の命令は、その効力を失う。

⑨ 公安委員会は、第七項に規定する場合を除き、意見の聴取を行った後にも、仮の命令の効力を失わせることができる。

⑩ 仮の命令を受けた者の所在が不明であるため第六項において準用する行政手続法第十五条第一項の規定により意見の聴取の通知を行った場合の当該仮の命令の効力は、第三項の規定の趣旨にかかわらず、当該仮の命令に係る意見の聴取の期日までとする。

⑪ 前各項に定めるもののほか、仮の命令及び意見の聴取の実施

に關し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。（改正により削られた）

第七條 第二條 略、改正後の第六條 第二條

（支援等を図るための措置）

第二條 国及び地方公共団体は、第十条第一項及び前条の支援等を行うに必要と認められる場合には、民間自主的組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置その他の必要措置を講ずるよう努めなければならない。（改正後の第一條）

（報告徴収等）

第四條① 警察本部長は、警告又は仮の命令をするために必要と認めるときは、その必要限度において、第四條第一項の申出に係る第三条の規定に違反する行為をしたと認められるその他の関係者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に当該行為をしたと認められる者その他の関係者に質問することができる。

② 公安委員会は、禁止命令等をするために必要と認めるときは、その必要限度において、警告若しくは仮の命令を受けた者その他の関係者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に報告若しくは仮の命令を受けた者その他の関係者に質問することができる。（改正後の第三條）

（禁止命令等を行う公安委員会等）

第五條① この法律における公安委員会は、禁止命令等並びに第五條第二項の聴聞及び意見の聴取に關しては、当該禁止命令等並びに同項の聴聞及び意見の聴取に係る事案に關する第四條第一項の申出をした者の住所若しくは居所若しくは当該禁止命令等並びに第五條第二項の聴聞及び意見の聴取に係る第三条の規定に違反する行為をした者の住所（日本国内に住所がないときは住所が知れないときは居所）の所在地又は当該行為が行われた地を管轄する公安委員会とする。

② この法律における警察本部長等は、警告及び仮の命令に關しては、当該警告又は仮の命令に係る第四條第一項の申出をした者の住所若しくは居所若しくは当該申出に係る第三条の規定に違反する行為をした者の住所（日本国内に住所がないときは住所が知れないときは居所）の所在地又は当該行為が行われた地を管轄する警察本部長等とする。（改正後の③）

公安委員会は、警告又は仮の命令があつた場合において、次に掲げる事由が生じたことを知つたときは、速やかに、当該警告又は仮の命令の内容及び日時その他当該警告又は仮の命令に關する事項で国家公安委員会規則で定めるところを当該他の公安委員会に通知しなければならない。ただし、当該警告又は仮の

命令に係る事案に關する第五條第二項の聴聞又は意見の聴取を終了してゐる場合は、この限りでない。

一 当該警告又は仮の命令に係る第四條第一項の申出をした者がその住所又は居所を他の公安委員会の管轄区域内に移転したとき、

二 当該申出に係る第三条の規定に違反する行為をした者がその住所（日本国内に住所がないときは住所が知れないときは居所）を他の公安委員会の管轄区域内に移転したとき、

④ 公安委員会は、前項本文に規定する場合において、同項ただし書の聴聞又は意見の聴取を終了してゐるときは、当該聴聞又は意見の聴取に係る禁止命令等をするものとし、同項の他の公安委員会は、第一項の規定にかかわらず、当該申出又は意見の聴取に係る禁止命令等をする事ができないものとする。（改正により削られた）

⑤ 公安委員会は、前項に規定する場合において、第三項ただし書の聴聞又は意見の聴取等しないときは、速やかに、同項に規定する事項を同項の他の公安委員会に通知しなければならない。（改正により削られた）

第六條 第一條 略、改正後の第一條 第六條

第七條 略、改正により追加

○銃砲刀剣類所持等取締法

平成二十九年四月一日以降有効な旧規定

改正法令 覽

一、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成十八・二一・四法）〇〇附則六条（平成二九・六・一四附則）

許可の基準

第五條①（柱書略）

一、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十号）第三章第三項に規定するストーカー行為をいふこと、同法第四條第一項の規定による警告を受け、又は同法第五條第一項の規定による命令を受けた日から起算して三年を経過していない者（略）

②（略）

有効な改正前規定（民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する法律）

○民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する法律

平成二九年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・行政機関等の保有する個人情報等の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成二八・五・二七法五） 附則五条一九号 平成二九・五・三〇施行

（登録）

⑤ **第二十七条①④（略）**
 公共施設等運営権登録簿に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報等の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第三項に規定する保有個人情報をいう）については、同法第四章の規定は、適用しない。

⑥（略）

技能実習

これらの本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所の業務に従事して行う技術・技術若しくは知識（以下「技能等」という）の修得をする活動（これらの職員がこれらの本邦の公私の機関の本邦にある事業所に受け入れられて行う当該活動に必要な知識の修得をする活動を含む。）

ロ 法務省令で定める要件に適合する営利を目的としな、団体により受け入れられて行う知識の修得及び当該団体の策定した計画に基づき、当該団体の責任及び監理の下に本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の業務に従事して行う技能等の修得をする活動

二 次のイ又はロのいずれかに該当する活動

イ 前号イに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動

ロ 前号ロに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動（法務省令で定める要件に適合する営利を目的としな、団体の責任及び監理の下に当該業務に従事するものに限る。）

三（改正により追加）

三二五（略）

○不動産登記法

平成二九年四月一日以降有効な旧規定

改正法令 一覧

・行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成二八・五・二七法五） 附則五条三号 平成二九・五・三〇施行

（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外）

第五五条 登記簿等に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第一条第三項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は適用しない。

○動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律

平成二九年四月一日以降有効な旧規定

改正法令 一覧

・行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成二八・五・二七法五） 附則五条一八号 平成二九・五・三〇施行

（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外）

第八條 動産譲渡登記ファイル若しくは債権譲渡登記ファイル又は登記事項概要ファイルに記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は適用しない。

○遺失物法

平成二九年四月一日以降有効な旧規定

改正法令 一覧

・個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二七・九・九法六五）附則一八条 平成二九・五・三〇施行

（所有権を取得することができない物件）

第五五条（住居略）
一四（略）
五 個人情報データベース等 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第一条第三項に規定する個人情報データベース等をいう。が記録された文書、図画又は電磁的記録（広く一般に流通している文書、図画及び電磁的記録を除く。）

○電子記録債権法

平成二九年四月一日以降有効な旧規定

改正法令 一覧

・情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（平成二八・六・三法六）本則一〇条（平成二九・六・二までに施行）

定義

第三条①③（略）
④ この法律において「債権記録」とは、発生記録により発生する電子記録債権又は電子記録債権から第四十三条第一項に規定する分割を電子記録債権として作成される電磁的記録（電子的方式、磁気的方式である他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ）をいう。
⑤（略）

（電子債権記録機関による電子記録）

第七一条（略）
② 電子債権記録機関は、第五十一条第一項第五号に規定する業務規程（以下この章において単に「業務規程」という。）の定めるところにより、保証記録、質権設定記録若しくは分割記録をしないこととし、又はこれらの電子記録若しくは譲渡記録について回数制限その他の制限をすることができる。この場合において、電子債権記録機関が第十六条第一項第十五号に掲げる事項を債権記録に記録していないときは、何人も、当該業務規程の定めを主張することができない。

（電子記録の効力）

第九一条① 電子記録債権の内容は、債権記録の記録により定まるものとする。
②（略）

（電子記録の訂正等）

第一〇一条①（略）
② 電子債権記録機関は、第八十一条各号に掲げる期間のうちいずれかが経過する日までに電子記録が消されたときは、当該電子記録の回復をしなければならない。この場合において、前項ただし書の規定を準用する。
③（略）
④（略）

（発生記録）

第一六一条①（住居略）
遺失物法 電子記録債権法）

有効な改正前規定（不動産登記法 動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律

有効な改正前規定（戸籍法

一六（略）
七 記録番号（発生活録又は分割記録をする際に一の債権記録ごとに付す番号をいう。以下同じ。）
八（略）

②（住書略）

十一（略）
十二 譲渡記録、保証記録、質権設定記録若しくは分割記録をすることができるときは、又はこれらの電子記録について、回数、制限その他の制限をする旨の定めをするときは、その定め

③（略）

十三、十四（略）
十五 電子債権記録機関が第七第三項の規定により保証記録、質権設定記録若しくは分割記録をしないこととし、これらの電子記録若しくは譲渡記録について、回数、制限その他の制限をしたときは、その定め

第五節 併用分制債権記録への記録

第四十五条①（住書略）

一 住書略

イ・ロ（略）
ハ 譲渡記録、保証記録、質権設定記録又は分割記録をすることができるときは、又はこれらの電子記録について、回数、制限その他の制限をする旨の定めをするときは、その定め

二 ホ（略）

二四（略）

第二章 第九節（略）改正後の第十節

第八六条（債権記録等の保存）

第八六条 電子債権記録機関は、次に掲げる期間のうちいずれかが経過する日までの間、債権記録及び当該債権記録に記録された電子記録の請求に当たって電子債権記録機関に提供された情報に記載され、又は記録されている書面又は電磁的記録を保存しなければならない。
一 当該債権記録に記録されたすべての電子記録債権に係る債務の全額について支払等記録がされた日又は変更記録により当該債権記録中のすべての記録事項について削除する旨の記録がされた日から五年間
二 当該債権記録に記録された支払期日（分割の方法により債務を支払う場合にあつては、最終の支払期日）又は最後の電子記録がされた日のいずれか遅い日から十年間

後見登記等に関する法律

〇戸籍法

平成二九年四月一日以降有効な旧規定
改正法令一覽
行政機関等の保有する個人情報に関する法律の適用除外、戸籍及び除かれた戸籍の副本並びに第四十八条第二項に規定する書類に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。

〇施行

第二九条（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外）
行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現を資するための関係法律の整備に関する法律（平成二八・五・二七法五）附則五条二号、平成二九・五・三〇施行

〇後見登記等に関する法律

平成二九年四月一日以降有効な旧規定
改正法令一覽
行政機関等の保有する個人情報に関する法律の適用除外、戸籍及び除かれた戸籍の副本並びに第四十八条第二項に規定する書類に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第三項に規定する保有個人情報）については、同法第四章の規定は、適用しない。

〇施行

第一四条（後見登記等ファイル及び閉鎖登記ファイルに記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第三項に規定する保有個人情報）をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。

○会社法

平成二九年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

情報通信技術の進展等の環境化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律(平成二八・六・三六法二) 附則二条(平成二九・六・二まで) 施行

第一四三条(住青略)

第一(欠格事由)

一 この節の規定若しくは農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)第九十七条の四第五項、金融商品取引法第五十条の二十項及び第六十六条の四、第六項、公認会計法第三十條の二十、第四項及び第三十四條の二十三、第四項、消費者生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百一十二号)第六項、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百一十二号)第六項、第二十一條第五項、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第三十三條第七項(輸出水産物の振興)に関する法律(昭和二十九年法律第五十四号)第二十條並びに中小企業団体の組織に関する法律(昭和二十二年法律第八十五号)第五條の二十三、第三項及び第四十七條第一項において準用する場合を含む)、弁護士法(昭和二十四年法律第二百五十五号)第三十條の二十八、第八項(同法第四十二條第三項において準用する場合を含む)、船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第七十七号)第五十五條第三項、司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)第四十五條の二、第六項、土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百一十八号)第四十條の二、第六項、商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百二十九号)第十一條第九項、行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第十三條の二十の二、第六項、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二十五條第二項(同法第五十九條において準用する場合を含む)及び第六十六條の二、第四項、税理士法(昭和四十八年法律第十九号)第二項(同法第四十九條の二において準用する場合を含む)、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百一十八号)第八十七條の四、第四項、輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)第十五條第六項(同法第九條の六において準用する場合を含む)、中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第二百四十四号)第五十五條第五項、労働金庫法(昭和二十八年法律第二百一十七号)第九十一條の四、第四項、技術研究組合法(昭和三十六年法律第八十一号)第十四條第八項、農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第一百四号)第四十八條の二、第五項(同法第四十八條の九第七項において準用する場合を含む)、社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八

十九号)第二十五條の二十三の二、第六項、森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)第八條の二、第五項、銀行法(第四十九條の二、第二項、保険業法(平成七年法律第一百五号)第六十七條の二及び第二百七條第三項、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五十五号)第九十四條第四項、弁理士法(平成十一年法律第四十九号)第五十二條の二、第六項、農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十六條の二、第二項、信託業法(平成十七年法律第三十三号)以下この節において、電子公関係規定と総称する)において準用する第九百五十五條第一項の規定又はこの節の規定に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者(二・三略)

○商業登記法

平成二九年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

行政機関等の保有する個人情報に関する法律の適用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するため関係法律の整備に関する法律(平成二八・五・二七法五) 附則五条(一)号(平成二九・五・三〇施行)

外

第一四一条(登記簿及びその附属書類に記載されている個人情報(行政機関等の保有する個人情報)の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第三項に規定する保有個人情報)については、同法第四章の規定は、適用しない。

第一四一条(登記簿及びその附属書類に記載されている個人情報(行政機関等の保有する個人情報)の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第三項に規定する保有個人情報)については、同法第四章の規定は、適用しない。

有効な改正前規定 (会社法)

有効な改正前規定 (商業登記法)

○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

平成十九年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成二七・九・九法六五) 附則 三条、二四条、平成二九・五・三〇(施行)

・医療法の一部を改正する法律(平成二七・九・二八法七四) 附則 五条(平成二九・四・二施行)

別表 第二条、第十二条、第二十一条、第四十条、第五十九条(関係)

一九一八(略)

一九一八(略) 昭和二十三年法律第二百五号 第七十一条から第七十一条の七の項まで、犯罪の特別責任、代表社会医療法人債権者等の特別責任、未遂目的、虚偽書信使等又は第七十一条の二第二項(社会医療法人債権者の権利の行使に関する取組)の罪

二一八(略)

八十五(略) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成十五年法律第十七号) 第五十一条 特定個人情報等(ア)の提供(第五十二条(個人番号)の提供及び盗用)又は第五十四条第三項(詐欺等行為等)による個人番号の取得

○犯罪による収益の移転防止に関する法律

平成十九年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・情報通信技術の進展等の環境化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律(平成二八・六・一六法六三) 附則 四条(平成二九・六・二までに施行)

(定義)

第一条(略)

第二条(略)

第三条(略)

新三十一(改正により追加)

三十一(改正により追加)

三十一(改正により追加) 略、改後の三十一(四十七)

③ この法律において、顧客等とは、顧客(前項第三十八号に掲げる特定事業者)であつては、利用者たる顧客)又はこれに準ずるものとして政令で定める者をいう。

取引時確認等

④ 特定事業者(第一条第四十二号に掲げる特定事業者)は、顧客等(第二条)において、別表の上欄に掲げる特定事業者のうち、顧客等(第二条)を除く。以下その区分に応じそれぞれ表の右欄に定める取引(次項第一号において「特定取引」とい)、右項前段に定める取引に該当するものを除く。を行うに際しては、主務省令で定める方法により、当該顧客等について、次の各号(第二条第四十三号から第四十六号まで)に掲げる特定事業者(第一号)に掲げる事項の確認を行わなければならない。

(一) 略

(二) 特定事業者は、顧客等との間で、特定業務のうち次の各号のいずれかに該当する取引を行うに際しては、主務省令で定めるところにより、当該顧客等について、前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその顧客が政令で定める額を超える財産の移転を伴う場合にあつては、資産及び収入の状況(第二条第二項第四十三号から第四十六号まで)の確認を行わなければならない。この場合において、第一号又は二号に掲げる取引に際して行う当該顧客等との間で、特定業務のうち次の各号(第一号及び二号)に掲げる事項の確認は、第一号又は二号に規定する同連取時確認を行った際に採つた当該事項の確認の方法とは異なる方法により行うものとし、資産及び収入の状況の確認は、第八条第一項の規定による届出を行うべき場合にかつするかどうかの判断に必要な限度において行うものとする。

一三(略)

うかの判断に必要な限度において行うものとする。

⑤ 特定事業者と、前段で現に特定取引等の任に当たっている自然人が顧客等と異なる場合であつて、当該顧客等が国、地方公共団体(人格のない事団)又は財団その他政令で定めるもの(以下この項において「国等」という。)であるときは、第一項又は第二項の規定の適用については、次の表の第二欄に掲げる顧客等の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる規定(中表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

略	格等(入)	
	第一号	第二号
略	次各号(第二条第四十三号から第四十六号まで)に掲げる特定事業者(第一号)	次各号(第二条第四十三号から第四十六号まで)に掲げる特定事業者(第二号)
略	前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその顧客が政令で定める額を超える財産の移転を伴う場合にあつては、資産及び収入の状況(第二条第二項第四十三号から第四十六号まで)に掲げる特定事業者(第一号)に掲げる	前項第二号に掲げる事項

取引記録等の作成義務等

⑥ 特定事業者(第一条第四十三号から第四十六号まで)に掲げる特定事業者は、特定受任行為(第二条第二項第四十三号)に掲げる前段の項の中欄に規定する特定受任行為の代理行為(以下この条において「代理行為」とい)は、主務省令で定めるところにより、当該顧客等との間で、特定業務のうち次の各号(第一号及び二号)に掲げる事項の確認は、第一号又は二号に規定する同連取時確認を行った際に採つた当該事項の確認の方法とは異なる方法により行うものとし、資産及び収入の状況の確認は、第八条第一項の規定による届出を行うべき場合にかつするかどうかの判断に必要な限度において行うものとする。

一三(略)

疑わしい取引の届出等

⑦ 特定事業者(第二条第四十三号から第四十六号まで)に掲げる特定事業者(第二号)は、特定業務に関する取引について、当該顧客等において收受し財産上利益を有する取引について、当該顧客等が当該顧客等が当該顧客等に関する組織的な犯罪(別表第十号の罪)若しくは麻薬等(別表第一号の罪)に該当する行為を行っている疑いがあるときは、速やかに、政令で定めるところにより、政令で定める事項を行政庁に届け出なければならない。

(二) 略

⑧ 略

⑨ 略

⑩ 略

⑪ 略

⑫ 略

⑬ 略

⑭ 略

⑮ 略

⑯ 略

⑰ 略

⑱ 略

⑲ 略

⑳ 略

㉑ 略

㉒ 略

㉓ 略

㉔ 略

㉕ 略

㉖ 略

㉗ 略

㉘ 略

㉙ 略

㉚ 略

㉛ 略

㉜ 略

㉝ 略

㉞ 略

㉟ 略

十五 第三項第一号に掲げる特定事業者 宅地建物取引業法第三項の免許をした国土交通大臣又は都道府県知事（みなし宅地建物取業者である特定事業者であつては、国土交通大臣）
 十六 第二項第四十二号に掲げる特定事業者 法務大臣
 十七 第二項第四十四号に掲げる特定事業者 都道府県知事

の引越に処し、又はこれを併料する。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないもの、有償で、預貯金通帳等を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者も、同様とする。

② ④ 略

新第二〇条（改正により追加）
 第三〇条、第三一条（略、改正後第三一条、第三一条別表、第四四条関係）

① 第一項の規定にかかわらず、第二項第一項第四十号に掲げる特定事業者のうち、不動産業者、昭和二十四年法律第百八号第三項の許可を受けた者が同法第二一条第二項の古物等の貴金属等の売買の業務を行う場合及び同号に掲げる特定事業者のうち、質屋業法（昭和二十五年法律第百五十八号）第一一条第一項の許可を受けた者が同法第十九条第一項の流売物である貴金属等の売却の業務を行う場合には、これらの業務に係る事項に関する行政庁は、都道府県公安委員会とする。この場合において、道公安委員会に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に行わたることができ、
 ⑤ ⑥ 略
 ⑦ 金融庁長官は、政令で定めるところにより、金融庁長官権限のうち、第二項第二号、第二十二号及び第三十号に掲げる特定事業者による行為（前項各号に掲げる行為を除く。）に係るものを証券取引監視委員会に委任することができる。

⑧ ⑩ 略

（主務大臣等）

第三一条（住居略）

一 住居略
 イ 第一号、第二号に掲げる特定事業者 国土交通大臣
 ホ 第二項第二号第四十号に掲げる特定事業者 総務大臣
 ニ 第二項第四十四号に掲げる特定事業者 総務大臣

第二八条（他人）

他人になりすまして特定事業者（第二項第二号から第十五号まで及び第三十五号に掲げる特定事業者に限る。以下この条において同じ。）の間に掲げる預貯金契約別表第二項第一号から第十六号までに掲げる者の項下欄に規定する預貯金契約をいう。以下この項において同じ。に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にすることを目的として、当該預貯金契約に係る預貯金通帳、預貯金の引出用カード、預貯金の引出し又は振込みに必要情報その他特定事業者との間における預貯金契約に係る役務の提供を受けるために必要であるとして政令で定めるもの（以下この条において「預貯金通帳等」とし、これを譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者は、一年以内の有償若しくは百万円以下

第二項第一号から第十六号までに掲げる者	同号に規定する業務	預貯金契約（預金又は貯金の受入れを内容とする契約をいう。）の締結、為替取引その他の政令で定める取引
第二項第二号から第十六号までに掲げる者	同号に規定する業務	同号に規定する物の締結その他の政令で定める取引
第二項第三号から第十六号までに掲げる者	同号に規定する業務	クレジットカード等の交付又は付与を内容とする契約の締結その他の政令で定める取引
第二項第四号から第十六号までに掲げる者	同号に規定する業務	クレジットカード等の交付又は付与を内容とする契約の締結その他の政令で定める取引
第二項第一号から第十六号までに掲げる者	宅地建物取引業のうち、宅地（宅地建物取引業法第二一条第一号に規定する宅地をいう。以下この表において同じ。）若しくは建物（建物の一部を含む。以下この表において同じ。）の売買又はその代理若しくは媒介に係るもの	宅地又は建物の売買契約又は建物の他の政令で定める取引
第二項第二号から第十六号までに掲げる者	貴金属等の売買の業務	貴金属等の売買契約の締結その他の政令で定める取引
第二項第三号から第十六号までに掲げる者	同号に規定する業務	同号に規定する役務の提供を行うことの内容とする契約の締結その他の政令で定める取引
第二項第四号から第十六号までに掲げる者	同法第九十五号、第三一条	特定委任行為の代理等を行うこと

第二項第一号から第十六号までに掲げる者	公認会計士法第二項第二号若しくは第三十四条の五第一号に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、特定委任行為の代理等に係るもの	特定委任行為の代理等を行うことの内容とする契約の締結その他の政令で定める取引
第二項第二号から第十六号までに掲げる者	同法第九十五号、第三一条	特定委任行為の代理等を行うこと
第二項第三号から第十六号までに掲げる者	同法第九十五号、第三一条	特定委任行為の代理等を行うこと
第二項第四号から第十六号までに掲げる者	同法第九十五号、第三一条	特定委任行為の代理等を行うこと

若しくは法第十九条に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、顧客の利益の次掲げる行為又は手続（政令で定めるものを除く。）についての代理又は代行（以下この表において「特定委任行為の代理等」という。）に係るもの
 一 宅地又は建物の売買に関する行為又は手続
 二 会社の設立又は合併に関する行為又は手続その他の政令で定める会社の組織、運営又は管理に関する行為又は手続
 三 以外の法人、組合又は信託であつて政令で定めるものに係るこれらに相当するものとして政令で定める行為又は手続を含む
 四 現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分（前二号に該当するものを除く。）

内容とする契約の締結その他の政令で定める取引

有効な改正前規定（犯罪による収益の移転防止に関する法律）

○更生保護法

平成一九年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

- ・行政機関等の保有する個人情報等の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成二八・五・二七・五）一附則五条二四号（平成二九・五・三〇施行）

（行政不服審査法の特例）

第九六条の二① この法律の規定又はその不作為についての審査請求に係る行政不服審査法第三十八条第一項に規定する提出書類等又は同法第七十八条第一項に規定する主張書面若しくは資料であつて、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十五条第一項の規定により同法第四章の規定を適用しないこととされた同法第二十三条に規定する保有個人情報に記載され、又は記録されたものについての行政不服審査法の規定の適用については、同法第三十八条第一項前段中「又は当該書面若しくは当該書類の写し若しくは当該電磁的記録に記載された事項を記載した書面の交付を求める」とあるのは「を求め」と、同項後段及び同法第七十八条第一項後段中「閲覧又は交付」とあるのは「閲覧」と、同法第三十八条第二項及び第七十八条第二項中「閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付」とあるのは「閲覧をさせようとするときは、当該閲覧」と、同条第一項前段中「若しくは資料の閲覧」とあるのは「又は資料の閲覧」と、又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記載された事項を記載した書面の交付を求める」とあるのは「を求め」とし、同法第三十八条第四項及び第五項並びに第七十八条第四項及び第五項の規定は、適用しない。

② 略

○国民年金法

平成二十九年四月一日以降有効な旧規定

改正法令 覽

・公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二四・八・二二法 六二) 本則二条 平成二九・八・施行

任意脱退

第○条(一) 被保険者でなかつた者が第一号被保険者となつた場合又は第二号被保険者若しくは第三号被保険者(第一号被保険者の期間が二十五年に満たないときは、その者は、第七十条第一項の規定にかかわらず、いつでも、厚生労働大臣の承認を受けて、被保険者の資格を喪失することができ、)

第一号被保険者の資格

第一号被保険者が第一号被保険者となつた日又は第二号被保険者若しくは第三号被保険者の資格を喪失する日又は第一号被保険者の期間が二十五年に満たないときは、その者は、第七十条第一項の規定にかかわらず、いつでも、厚生労働大臣の承認を受けて、被保険者の資格を喪失することができ、)

被保険者期間

前項の場合においては、その者は、同項の承認を受け、その翌日に被保険者の資格を喪失する。ただし、被保険者となつた者が、その者が被保険者の資格を取得した日から起算して、月以内になされたものであるときは、その者は、さかのぼつて被保険者となつたものとみなす。

支給要件

第六条 老齢基礎年金は、保険料納付済期間又は保険料免除期間第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く、を有する者が六十五歳に達したときに、その者に支給する。ただし、その者の保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年に満たないときは、この限りでない。

支給要件

第六条 老齢基礎年金は、保険料納付済期間又は保険料免除期間第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く、を有する者が六十五歳に達したときに、その者に支給する。ただし、その者の保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年に満たないときは、この限りでない。

支給要件

第七条(一) 略 改正により見出しを追加

国民年金原簿の特例等

第七十条(一) 略 改正により見出しを追加

支給要件

第七十条(一) 略 改正により見出しを追加

有効な改正前規定 (国民年金法)

第四二十六条(三) 書に該当しないものか、死亡したとき、

支給要件

第四十六条(一) 寡婦年金は、死亡日の前日において死亡日の属する月の前月まで第一号被保険者期間と被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である夫(保険料納付済期間又は第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間)に於ける被保険者期間を有する者による者に、死亡した場合には、夫の死亡の当夫によつて生計を維持し、かつ、夫との婚姻関係(遺出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む)が十年以上継続した六十五歳未満の妻があるときに、その者に支給する。ただし、その夫が障害基礎年金の支給者であつたことがあるときは、老齢基礎年金の支給を受けることができ、この限りでない。

機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任

第九十条(四) 略 書略

第一号被保険者の資格

第一号被保険者が第一号被保険者となつた日又は第二号被保険者若しくは第三号被保険者の資格を喪失する日又は第一号被保険者の期間が二十五年に満たないときは、その者は、第七十条第一項の規定にかかわらず、いつでも、厚生労働大臣の承認を受けて、被保険者の資格を喪失することができ、)

被保険者期間に関する特例

第七十条(一) 略 改正により見出しを追加

国民年金原簿の特例等

第七十条(一) 略 改正により見出しを追加

支給要件

第七十条(一) 略 改正により見出しを追加

支給要件

第七十条(一) 略 改正により見出しを追加

支給要件

第七十条(一) 略 改正により見出しを追加

支給要件

第七十条(一) 略 改正により見出しを追加

有効な改正前規定 (国民年金法)

第一項 第十六条、第三十条第一項、第三十条の二第二項、第三十条の三第一項、第三十条第四項、第三十六条第一項ただし書、第三十七条、附則第九条の二第一項又は第九条の二第二項の規定の適用を受けようとする者については、当該厚生年金保険の被保険者であつた期間については、当分の間、第二号厚生年金被保険者期間については、国家公務員共済組合連合会の規定による。第三号厚生年金被保険者期間については、地方公務員共済組合の規定を、第四号厚生年金被保険者期間については、日本私立学校振興・共済事業団の規定を受けたものによる。

老齢基礎年金等の支給要件の特例

第九十条(一) 略 改正により見出しを追加

支給要件

第七十条(一) 略 改正により見出しを追加

支給要件

第七十条(一) 略 改正により見出しを追加

支給要件

第七十条(一) 略 改正により見出しを追加

支給要件

第七十条(一) 略 改正により見出しを追加

支給要件

第七十条(一) 略 改正により見出しを追加

支給要件

第七十条(一) 略 改正により見出しを追加

支給要件

第七十条(一) 略 改正により見出しを追加

支給要件

第七十条(一) 略 改正により見出しを追加

支給要件

第七十条(一) 略 改正により見出しを追加

支給要件

第七十条(一) 略 改正により見出しを追加

支給要件

第七十条(一) 略 改正により見出しを追加

支給要件

第七十条(一) 略 改正により見出しを追加

○厚生年金保険法

平成二十九年四月一日以降有効な旧規定

改正法令 覽

・公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二四・八・二二法 六二) 本則二条 平成二九・八・施行

任意脱退

第○条(一) 被保険者でなかつた者が第一号被保険者となつた場合又は第二号被保険者若しくは第三号被保険者(第一号被保険者の期間が二十五年に満たないときは、その者は、第七十条第一項の規定にかかわらず、いつでも、厚生労働大臣の承認を受けて、被保険者の資格を喪失することができ、)

第一号被保険者の資格

第一号被保険者が第一号被保険者となつた日又は第二号被保険者若しくは第三号被保険者の資格を喪失する日又は第一号被保険者の期間が二十五年に満たないときは、その者は、第七十条第一項の規定にかかわらず、いつでも、厚生労働大臣の承認を受けて、被保険者の資格を喪失することができ、)

被保険者期間

前項の場合においては、その者は、同項の承認を受け、その翌日に被保険者の資格を喪失する。ただし、被保険者となつた者が、その者が被保険者の資格を取得した日から起算して、月以内になされたものであるときは、その者は、さかのぼつて被保険者となつたものとみなす。

支給要件

第六条 老齢厚生年金は、保険料納付済期間又は保険料免除期間第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く、を有する者が六十五歳に達したときに、その者に支給する。ただし、その者の保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年に満たないときは、この限りでない。

支給要件

第六条 老齢厚生年金は、保険料納付済期間又は保険料免除期間第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く、を有する者が六十五歳に達したときに、その者に支給する。ただし、その者の保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年に満たないときは、この限りでない。

支給要件

第七条(一) 略 改正により見出しを追加

国民年金原簿の特例等

第七十条(一) 略 改正により見出しを追加

支給要件

第七十条(一) 略 改正により見出しを追加

有効な改正前規定 (国民年金法)

第七十条(一) 略 改正により見出しを追加

○確定拠出年金法

有効な改正前規定（確定拠出年金法）

平成二十九年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽
確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成二八・六・三
法六六）本則二条（平成三〇・一・一）施行

（規約の承認）

第三案①②（略）

③（基略）

一六六（二）（略）

一七の算定方法に関する事項

七の二（二）（略）

第九案① 事業主掛金及び企業型年金加入者掛金

第九案① 事業主は、企業型年金加入者期間の計算の基礎となる各月につき、掛金を拠出する。

②（略）

③ 企業型年金加入者は、企業型年金加入者期間の計算の基礎となる各月につき、企業型年金規約で定めるところにより、自ら掛金を拠出することができる。

④（略）

（拠出限度額）

第三〇条 各企業型年金加入者に係る事業主掛金の額（企業型年金加入者企業型年金加入者掛金を拠出する場合にあつては、事業主掛金の額と企業型年金加入者掛金の額との合計額）は、この条において同じ。は、拠出限度額（月につき拠出するこゝたが定める事業主掛金の額の上限とし、企業型年金加入者の確定給付企業年金加入者の資格の有無等を勘案して政令で定める額をいう）を超えてはならない。

（事業主掛金の納付）

第二二条① 事業主は、毎月の事業主掛金を翌月末日までに資産管理機関に納付するものとする。

②（略）

（企業型年金加入者掛金の納付）

第二二条の二① 企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者は、毎月、企業型年金加入者掛金を翌月末日までに事業主を介して資産管理機関に納付するものとする。

②（略）

社会保険協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

（企業型年金加入者掛金の源泉控除）
第二二条の三① 前条第一項の規定により企業型年金加入者掛金の納付を行う事業主は、当該企業型年金加入者に対して通貨をもつて給与を支払う場において、前月分の企業型年金加入者掛金（当該企業型年金加入者による実施事業所に使用されなくなった場合においては、前月分及びその月分の企業型年金加入者掛金）を給与から控除することができる。

②（略）

（規約の承認）

第五五条①（略）

②（付書略）

一三三（略）

四 個人型年金加入者が拠出する掛金（以下「個人型年金加入者掛金」という）の額の決定又は変更の方法に関する事項

五八八（略）

（個人型年金加入者掛金）

第六八条① 個人型年金加入者は、個人型年金加入者期間の計算の基礎となる各月につき、掛金を拠出する。

② 前項の規定による掛金の拠出は、国民年金法の保険料の納付が行われた月（同法第八十九条第一項（第一号又は第二号）に係る部分に限る。又は第九四条の六の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされた月を含む。）についてのみ行うことができる。（改正により削られた）

③（略）改正後の②

（拠出限度額）

第六九条 個人型年金加入者掛金の額は、拠出限度額（上限につき）は、この条において定める個人型年金加入者掛金の額（以下「個人型年金加入者掛金の種類（第一号加入者、個人型年金加入者であつて、第六二条第一項第一号に掲げるものをいう）、第二号加入者、個人型年金加入者であつて、同項第二号に掲げるものをいう、以下同じ。）又は第三号加入者、個人型年金加入者であつて、同項第三号に掲げるものをいう）の区別をいう。及び国民年金基金を勘案して政令で定める額をいう。うを超えてはならない。

（個人型年金加入者掛金の納付）

第七〇条① 個人型年金加入者は、個人型年金規約で定めるところにより、毎月の個人型年金加入者掛金を連合会に納付するものとする。

②④（略）

（個人型年金加入者掛金の源泉控除）

第七一条① 前条第二項の規定により個人型年金加入者掛金の納付を行う厚生年金適用事業所の事業主は、第二号加入者に対して通貨をもつて給与を支払う場合において、前月分の個人型

年金加入者掛金（第二号加入者とその事業所又は船舶に使用されなくなった場合においては、前月分及びその月分の個人型年金加入者掛金）を給与から控除することができる。

○社会保険協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

平成二十九年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽
公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二四・八・三法六二）本則一四条（平成二九・八・一）施行

（国民年金の任意加入被保険者の特例）

第八八条①②（略）

③ 第三項の規定により国民年金法附則第五条第二項第三号に該当する者となされたものであつた期間については、同法附則第七条第一項に規定する合算対象期間（第十条第一項において「合算対象期間」という。）としな。

④（略）

（国民年金の任意脱退に関する特例）

第九条の二 相手国期間を有する者に対する国民年金法第十条第一項の規定の適用については、当該相手国期間のうち政令で定めるものは、国民年金の被保険者期間とみなす。（改正により削られた）

⑤（略）

（発効日前の死亡に係る遺族基礎年金の支給に関する特例）

第四〇条①（付書略）
四一三（略）
四一四 第十條第一項（国民年金法第十六条ただし書及び同法附則第九條並びに昭和二十年国民年金等改正法附則第十二條の規定を參照して政令で定める支給資格要件を満たす者であるとき）

②⑤（略）

（発効日前の死亡に係る遺族厚生年金の支給に関する特例）

第四〇条①（付書略）
四一三（略）
四一四 第十條第一項（国民年金法第十六条ただし書及び同法附則第九條並びに昭和二十年国民年金等改正法附則第十二條の規定を參照して政令で定める支給資格要件を満たす者であるとき）

②⑤（略）

○医療法

平成二九年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・医療法の一部を改正する法律(平成二七・九二八法七四) 本則二条(平成二九・四・二施行)

第六条の五(医療・歯科医療等の広告)①(柱書略)

一五(略) 五二(改正七より追加) 六一三(略)

②(略) 第七〇条及び第七一条 削除(改正七より削られた)

第七章(略) 改正後の第八章

第七章(略) 改正後の第八章

第七章(略) 改正後の第八章

第七章(略) 改正後の第八章

第七章(略) 改正後の第八章

第七章(略) 改正後の第八章

第七章(略) 改正後の第八章

第七章(略) 改正後の第八章

第七章(略) 改正後の第八章

第七章(略) 改正後の第八章

第七章(略) 改正後の第八章

第七章(略) 改正後の第八章

第七章(略) 改正後の第八章

第七章(略) 改正後の第八章

第七章(略) 改正後の第八章

第七章(略) 改正後の第八章

第七章(略) 改正後の第八章

の行為をした取締役・執行役その他業務を執行する役員又は支配人に對してそれぞれ適用する。(改正後の第八五条)

第七一条(略) 改正後の第八六条・第八九条

第七五条(罰則規定)法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して第七十一條の二又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しては各本条の罰金刑を科する。(改正後の第九〇条)

第七五五条の二(略) 改正後の第九一条

第七六条(同前) 次の各号のいずれかに該当する場合においては、医療法人の理事、監事又は清算人は、これを二十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

七 第五十五條第五項又は第五十六條の十第一項の規定による帳簿手続開始の申立てを怠つたとき。(改正後の八八)

八 第五十六條の八第一項又は第五十六條の十第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。(改正後の九一・十一、略、改正後の十・十二)

十一 第六十三條第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。(改正後の十二)

十二 第六十四條第二項又は第六十四條の二第一項の規定による命令に違反して業務を行つたとき。(改正後の十三)

(改正後の第九二条)

第七七条(名稱冒用) 第四十條の規定に違反した者は、これを十万円以下の過料に処する。(改正後の第九四条)

附則

第七八条(略) 改正後の第九五条

第八六条・第八七条(略) 改正後の第一〇三条、第一〇四条

○精神保健及び精神障害者福祉に關する法律

平成二九年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・医療法の一部を改正する法律(平成二七・九二八法七四) 附則二条(平成二九・四・二施行)

第九条の九①(略)

②(略) 都道府県知事は、前項の規定によりその指定を取り消そうとするときは、あらかじめ、地方精神保健福祉審議会(地方精神保健福祉審議会が置かれていない都道府県に於ては、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七十一條の二第一項に規定する都道府県医療審議会)の意見を聴かなければならない。

③(略)

(略)

当該事由の生じた日から一年を経過する日まで子会社となかなるよう、所要の措置を講じなければならない。

⑧ 改正により追加

④ 第一項第十号又は第六項の場合において、会社が主として銀行持株会社、その子会社その他これらに類する者として銀行持株会社として定められるものは銀行持株会社の子会社である銀行の営業業務のために従属業務を営んでおるかかの基準は、内閣総理大臣が定める。改正後の④

銀行持株会社の子会社の範囲の特例

第五十二条の三(一) 住書略

イ 前書第一項第十号又はロに掲げる業務を専ら営む会社(同号イに掲げる業務(次項において、従属業務という)を営む会社に限る。であつて、主として当該銀行持株会社、その子会社並びに同第一項第十号及び第六号に掲げる会社に限る。その他これらに類する者として内閣令で定めるもの)の営業業務のためにその業務を営んでいる会社

②(一) 略

銀行持株会社等による議決権の取得等の制限

第五十二条の四(一) 銀行持株会社又はその子会社は、国内の会社十号、第十五号の二及び第二十二号に掲げる会社(同項第十号の二に掲げる会社にあつては、特別事業再生会社を除く)並びに特例子会社対象会社並びに特例対象会社を除く。以下この条において同じ)の議決権については、合算して、その基準議決権数(当該国内の会社の総議決権に百分の十五を乗じて得た議決権の数)を以て、以下この条において同じ)を超えて議決権を取得し、又は保有してはならない。

②(二) 略

変更の届出

第五十二条の三九(一) 銀行代理業者は、第五十二条の三十七項内に掲げる事項に変更があつたときは、その日から一週間以内、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

特定銀行代理業者の休日及び営業時間

第五十二条の四六(一) 特定銀行代理業者(特定銀行代理行為の内閣令で定める預金の受入れを内容とする契約の締結の代理をいう。次条において同じ)を行う銀行代理業者をいう。次項及び同条において同じ)の休日は、日曜日その他政令で定める日に限る。

臨時休業等

第五十二条の四七 改正後の①

②(改正により追加)

適用除外

第五十二条の六(一) 略

③(一) 略

第六三条 住書略

第六十二条の二第一項の規定による内閣総理大臣の認可を受けずに外国銀行代理業務を営んだ者

第六五条 住書略

第三十二条又は第五十二条の二十一項の規定に違反して他の業務を営んだとき

第七十六条の三第一項若しくは第二項ただし書又は第五十二条の二十四第二項若しくは第二項ただし書の規定に違反したとき

第八十六条の三第三項若しくは第五項又は第五十二条の二十四第二項若しくは第五項の規定により付した条件に違反したとき

第九十六 略

改正により追加

第七十六条の三第一項若しくは第二項ただし書又は第五十二条の二十四第二項若しくは第五項の規定により付した条件(第八十八条第二項若しくは第三項、第九十六条の三第七項(同条第九項において準用する場合を含む)、第三十条第一項から第三項まで、第三十七条第一項若しくは第三項ただし書、第五十二条の三第三項第六項、同条第八項において準用する場合を含む)の三、第五十二条の三第三項第六項、同条第八項において準用する場合を含む)又は第五十二条の三十五第一項から第三項までの規定による認可に係るものに限る。に違反したとき

③(二) 略

○信託業法

平成二十九年四月一日以降有効な旧規定

改正法令 覽

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律(平成二八・六・三三法六) 本則九条(平成二九・六・六)まで施行

変更の届出

第七一条(一) 信託契約代理店は、第六十八条第一項各に掲げる事項に変更があつたときは、その日から一週間以内、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

③(三) 略

人がこの法律に相当する外国の法令の規定により当該国において受けている同種類の免許若しくは登録(当該許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む)を取り消された場合において、その取消しの日から三十日以内の経過しない者その他これに準ずるものとして政令で定める

○農業協同組合

平成二十九年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・医療法の一部を改正する法律(平成二七・九・二八法七四附則一条二)(平成一九・四・二施行)
・情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律(平成二八・六・三法六三)本則二条(平成二九・六・二までに施行)

第二十一条の六(四)子会社所有の制限

① 次に掲げる業務を専ら営む国内の会社(第一号に掲げる業務を営む会社のうち、信用事業に從属する業務を専ら営むものにあつては主として当該農業協同組合その他これに類する者として主務省令で定めるもの)の行ふ事業又は営む業務のために、その他の会社にあつては主として当該農業協同組合の行う事業のためにその業務を営んでゐるものに限る。以下この条において「子会社対象会社」というをを除き、特定事業に相当する事業を行い又は特定事業に相当する事業に從属し、付随し、若しくは関連する業務を営む会社を子会社とはならない。

②(略)

③(略)

④ 第一項の場合において、会社が主として農業協同組合その他これに類する者として主務省令で定めるものを行う事業若しくは営む業務又は農業協同組合の行う事業のために従属業務を営んでゐるかどうかの基準は、主務大臣が定める。

第二十一条の六(六)子会社所有の制限

① (社書略)
一四(略)
五 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては主として当該農業協同組合連合会、その子会社(第一号及び第一号の二に掲げる会社に限る。第九項において同じ。)、その他これに類する者として主務省令で定めるもの)の行う事業又は営む業務のためにその業務を営んでゐるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。
イ一八(略)
六一七(略)

②(略)

③(略)

④ 第一項の農業協同組合連合会は、子会社対象会社のうち、同項第一号から第五号まで又は第七号に掲げる会社(従属業務(第一項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び第九

○漁業法

平成二十九年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・行政機関等の保有する個人情報等の適正かつ効果的な活用による新たな業務の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律(平成二八・五・二七法五二)附則五条(平成二九・五・三〇施行)

第五十条(一) (略)

第五十一条(一) (略)

第五十二条(一) (略)

第五十三条(一) (略)

第五十四条(一) (略)

第五十五条(一) (略)

第五十六条(一) (略)

第五十七条(一) (略)

第五十八条(一) (略)

第五十九条(一) (略)

第六十条(一) (略)

第六十一条(一) (略)

第六十二条(一) (略)

第六十三条(一) (略)

第六十四条(一) (略)

第六十五条(一) (略)

第六十六条(一) (略)

第六十七条(一) (略)

第六十八条(一) (略)

○鉱業法

平成二十九年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・行政機関等の保有する個人情報等の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成二八・五・二七法五）附則五条四号（平成二九・五・三〇施行）

第五九条①⑤（略）

⑥ 鉱業原簿に記載されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報）の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第三条第三項に規定する保有個人情報をいう。については、同法第四章の規定は、適用しない。

○エネルギーの使用の合理化等に関する法律

平成二十九年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二七・九・九法六五）附則二条（平成二九・五・三〇施行）

附示

第八一条の六 電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第一条第三号に規定する小売電気事業者、同項第九号に規定する一般送配電事業者及び同第二十七条の十九第一項に規定する登録特定送配電事業者をいう。以下この条において同じ。）は、その供給する電気を使用する者から、当該電気を使用する者に係る電気の使用の状況に関する情報として経済産業省令で定める情報であつて当該電気事業者が保有するもの（個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第五項に規定する保有個人データを除く。）の開示を求められたときは、当該電気を使用する者（当該電気を使用する者が指定する者を含む。）に対し、経済産業省令で定める方法により、遅滞なく、当該情報を開示しなければならない。ただし、開示することにより、当該電気事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合として経済産業省令で定める場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

○道路運送車両法

平成二十九年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・行政機関等の保有する個人情報等の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成二八・五・二七法五）附則五条五号（平成二九・五・三〇施行）

（他の法律の適用除外）

第三六条の四①③（略）
④ 自動車登録ファイルに記載されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報）の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。については、同法第四章の規定は、適用しない。

○航空法

平成二十九年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成二八・五・二七法五）附則五条六号（平成二九・五・三〇施行）

（他の法律の適用除外）

第八一条の五①（略）
② 航空機登録原簿に記載されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報）の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第三条第三項に規定する保有個人情報をいう。については、同法第四章の規定は、適用しない。

○特許法

平成二十九年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・行政機関等の保有する個人情報等の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成二八・五・二七法五）附則五条八号（平成一九・五・三〇施行）

（証明等の請求）

第八六条①③（略）
④ 特許に関する書類及び特許原簿のうち磁気テープをもって調製した部分に記録されている個人情報（行政機関の保有する個人情報）の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第一条第三項に規定する保有個人情報（いう）については、同法第四章の規定は、適用しない。

○意匠法

平成二十九年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・行政機関等の保有する個人情報等の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成二八・五・二七法五）附則五条九号（平成一九・五・三〇施行）

（証明等の請求）

第六三条①③（略）
④ 意匠登録に関する書類及び意匠原簿のうち磁気テープをもって調製した部分に記録されている個人情報（行政機関の保有する個人情報）の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第三項に規定する保有個人情報（いう）については、同法第四章の規定は、適用しない。

○商標法

平成二十九年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・行政機関等の保有する個人情報等の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成二八・五・二七法五）附則五条一〇号（平成一九・五・三〇施行）

（証明等の請求）

第七二条①③（略）
④ 商標登録又は防衛商標登録に関する書類及び商標原簿のうち磁気テープをもって調製した部分に記録されている個人情報（行政機関の保有する個人情報）の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第一条第三項に規定する保有個人情報（いう）については、同法第四章の規定は、適用しない。

○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律

平成二十九年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・行政機関等の保有する個人情報等の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成二八・五・二七法五）附則五条一六号（平成一九・五・三〇施行）

（証明等の請求）

第二条①④（略）
⑤ ファイルに記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報）の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第三項に規定する保有個人情報（いう）については、同法第四章の規定は、適用しない。

○著作権法

平成二九年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・行政機関等の保有する個人情報等の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成二八・五・二七法五）附則五条二号（平成二九・五・三〇施行）

登録手続等

第七八条①②（略）

④ 著作権登録原簿及びその附属書類に記載されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第三項に規定する保有個人情報という。）については、同法第四章の規定は、適用しない。

⑩（略）

○半導体集積回路の回路配置に関する法律

平成二九年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・行政機関等の保有する個人情報等の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成二八・五・二七法五）附則五条一五号（平成二九・五・三〇施行）

請求等の交付及び閲覧等の請求

第四条①②（略）

③ 回路配置原簿又は第三条第二項の申請書若しくはこれに添付した図面その他の資料に記載されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第三項に規定する保有個人情報という。）については、同法第四章の規定は、適用しない。

○種苗法

平成二九年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・行政機関等の保有する個人情報等の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成二八・五・二七法五）附則五条一七号（平成二九・五・三〇施行）

証明等の請求

第五条①②（略）

③ 品種登録簿等に記載されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第三項に規定する保有個人情報という。）については、同法第四章の規定は、適用しない。